

紛争の「平和的」解決の意義

—復仇と対抗措置の非連続性—

いわ つき なお き
岩 月 直 樹

目 次

1	序論	385
2	紛争の平和的解決義務の生成と復仇	386
2.1	伝統的国際法における紛争解決	386
2.2	ハーグ平和会議	388
2.2.1	1899年および1907年国際紛争平和的処理条約	388
2.2.2	ハーグ平和会議と復仇	389
2.3	国際連盟規約	391
2.3.1	国際連盟規約上の紛争の平和的解決制度	391
2.3.2	連盟規約上の紛争の平和的解決制度と復仇	392
2.4	1924年国際紛争平和的処理議定書	394
2.4.1	1924年国際紛争平和的処理議定書上の平和的解決制度	394
2.4.2	1924年国際紛争平和的処理議定書と復仇	396
2.5	不戦条約	397
2.5.1	不戦条約と紛争の平和的解決	397
2.5.2	不戦条約と復仇	398
2.6	1928年国際紛争平和的処理一般議定書およびその他の紛争処理に関する諸条約	399
2.6.1	1928年国際紛争平和的処理一般議定書およびその他の紛争処理に関する諸条約における紛争の平和的解決	399
2.6.2	1928年国際紛争平和的処理一般議定書およびその他の紛争処理に関する諸条約と復仇	401
2.7	紛争の「平和的」解決の意識の発展と復仇制度への影響	402
2.7.1	「紛争の平和的解決」の意義と論理	402
2.7.2	復仇制度への影響	404
3	紛争の平和的解決の「義務化」の意義	405
3.1	現代国際法における紛争の平和的解決義務の位置づけ	405
3.2	紛争の平和的解決義務の内容	406
4	復仇との関連における紛争の平和的解決原則・義務の意義	409

4.1	紛争の「平和的」解決原則・義務の意義	409
4.2	現代国際法における対抗措置の法的性質	412
5	結語	414

1 序 論

国連憲章の成立を契機として、国際法が予定する紛争解決手続きのあり方は大きく変化した。その最たるものが武力不行使原則の国連憲章、さらには慣習法における確立であることはいまでもない。しかし、そのインパクトがあまりにも大きかったために、その副作用として、現代国際法における紛争解決手続きの基本的なあり方に関するそれ以外の点での変化に対しては、あまり関心が払われてこなかったといえる。

国連憲章は武力不行使原則を宣言するよりも先にまず2条3項で「紛争の平和的解決原則」を宣言し、後にも33条を規定して、紛争の平和的解決義務を定めている。この平和的紛争解決原則・義務は、現在においては国際司法裁判所によって、武力不行使原則とは異なった独自の意義を有する慣習法上の原則であるということが確認されるに至っている¹。それにもかかわらず、本原則・義務については一般に武力不行使原則のコロラリーとして言及されるにとどまり、それ自体が国際法、国際社会に対して持つ意義について十分な検討が行われてきたとはいえない。紛争解決は、その過程で問題とされる条約の解釈・実現がはかられるという意味では、いわば国際法の適用・執行過程の性質をもつといえるのであり²、その基本的なあり方を規定していると考えられる紛争の平和的解決原則・義務の検討は国際法理論上、きわめて重要な意味をもつ。

また、この紛争の平和的解決原則・義務の意義を明らかにすることは、理論的な意義だけではなく、次の事情から実際上特に重要な意義をも有する。現在、国連国際法委員会において国家責任に関する条文草案の作成作業が進められているが、その第二部で対抗措置の問題が扱われた際、対抗措置と紛争の平和的解決手続きがどのような関係にあると考えるべきかについて、委員の間で激しく意見の対立が見られた。暫定草案は採択されたものの、この対立はなお解消されるにいたっていないように思われる。委員会での議論においては

もっぱら対抗措置を原則として承認したうえで、その発動をいかに手続き的に規制するかに焦点が置かれ、実定法として存在する紛争の平和的解決原則・義務の意義とその内容について十分な考慮が払われていたとはいえない。

同委員会は対抗措置を従来の用語法でいう復讐と同一のものとして扱っている。また、第二部では対抗措置を国家責任の内容の一部として位置づけ、それをもっぱら国家責任法の内部に取り込もうとしている。こうした委員会の方向性は、学説によっても一般に肯定的に受けとめられているように思われる³。しかし、復讐を国家責任論の下に取り込む議論はすでに1920年にStruppによって提示されていたものの⁴、伝統的には復讐は紛争解決の一手段として用いられ、学説上もそのような扱い（紛争解決の一手段としての強制的手続きとの扱い）がなされてきた。確かに通常であれば違法とされる行為を正当化する法理としての側面を持つ以上、復讐あるいは対抗措置と国家責任との間には理論的にきわめて重要な関係が認められる。しかし、従来国際法が議論の対象としてきたのは、後述するように、具体的な実体を伴った「実力行使」としての復讐であった。これは現に実力行使が国際紛争の場において、すなわち違法行為の存否が問題とされている場において、紛争解決手段として行使されていたためであり、またそのような行為が実際に国際法の内容の実現に寄与しうることを否定できなかったためである。そして復讐行為がそのような意義を認められる限りで、それ自体が違法な行為であったとしても責任を問われないとされたのである。それゆえ責任法と復讐制度の関わりは重要ではあるが、部分的なものでしかなかった。むしろ現実に行使される実力としての復讐行為をどのように国際法が受けとめるかが、復讐制度に関する重要な問題とされたのである。この点、特別報告者であったArangio-Ruizが対抗措置に、原状回復や賠償といった国際違法行為の実体的結果に対する手段的結果という性格付けを与えていることに示されているように⁵、国際法委員会にしても国家責任の実現を扱おうとした時点

で、国家責任に関する条文草案作成の域を越え、現実問題としての国際法の実現という、従来紛争解決の問題として論じられていた領域へ踏み込んでいたのである⁶。それにも関わらず復仇をもつばら国家責任法の中に位置づけることは、国家責任の概念を不適切に広げ、それに過重な負担を負わせることになると同時に、紛争解決に関する国際法の発展から、復仇を不当に免れさせることになると思われる⁷。

このように、復仇は本来紛争解決の文脈で議論されるべきものである。そしてそうであれば、紛争の平和的解決と復仇という問題は、現代国際法が規定する紛争解決のあり方の中で、復仇がどのような位置づけと意義を与えられているのかという問題として論じられるべきである。そしてこのような問題に答えていくためには、まず最初に紛争の平和的解決原則・義務の意義が明らかにされなければならないであろう。

以上に述べた問題意識から、本稿は紛争の平和的解決と復仇との関係に関する議論の一環として、紛争の平和的解決原則・義務が国際法上持つ意義を検討するものである。そのために本稿では主に「平和的」紛争解決と規定された背後に、諸国家のいかなる意識が働いていたのかを明らかにし、そうすることで「平和的」という文言の意味を明らかにしようとした。それゆえ、特に紛争の平和的解決原則・義務が生成する過程に注目し、その成立につながる主な動きを検討する。そしてそのつど、それらが復仇制度にどのような影響を与えていたのかを検討することとする。

以降に示す本稿の検討が正しいものであるならば、紛争の平和的解決原則・義務の確立した現代国際法の下では、伝統的国際法の下で認められた復仇はその影響から逃れることはできず、それに適応した形に変質したと考えられなければならない。仮に現代国際法の下で従来の復仇に類似した行為を対抗措置と呼ぶのであれば、現在の一般的な見解とは逆に、対抗措置は復仇制度の内容をそのまま引き継いだものではないのであり、その意味でわれわれは復仇と対抗措置の非連続性を認識

しなければならないのである。

それではまず、復仇が伝統的にはどのように理解されていたのか、そして復仇とその他の紛争解決手段がどのような関係にあるものと認識されていたのかをみることから検討を始めることとする。

2 紛争の平和的解決義務の生成と復仇

2.1 伝統的国際法における紛争解決手続

国家間の紛争を解決することは、古くから国際法学者の関心を呼んでいた、それは国際法上紛争とは、国家間の権利・義務関係を争うものと考えられ、紛争解決はその点に関する国家の主張の不一致を解消し、それによって国際法の定める内容の実現を図るものとされていたからである⁸。

紛争の平和的解決原則・義務の成立する以前には、紛争解決手段は一般に友好的手段 (amicable means) と強制的手段 (compulsive means) に分けられ、友好的解決手段としては当事者間の交渉、第三国による周旋、仲介、仲裁などが挙げられ、強制的手段としては報復 (retorsion)、狭義の復仇 (reprisals)、出入港禁止 (embargo)、封鎖 (blockade)、などが挙げられた⁹。

この友好的手段と強制的手段との関係については、Oppenheimは強制的手段に訴える前にまず交渉を試みることが求められるとしていた¹⁰。しかしそのような優先関係を認める見解はまれであり、他の多数の論者は、少なくとも法的な問題としては、各国家が自己の判断に基づいて自由に強制的手段に訴えることを認めていた。

このように伝統的国際法の下では、実定法上の問題としては友好的手続と強制的手続との間には何らの関係も認められていなかった。しかし理論的には、復仇に代表される強制的手段と友好的手段との関係については次のような指摘をすることができる。

まず、両者の区別にみられるように、これら両者はその性質を大きく異にしている。そのことは復仇の定義の拡大という事実を見ることでよりよく認識することができる。

本来、Westlakeが定義しているように、平時に国家によって用いられる強制的な手段としての復讐は、海上または陸上における他国またはその国民の船舶ないしは他の財産の占有であって、当該他国またはその国民によってなされたと主張される不法行為の救済について当該他国に圧力を加える目的で、または、それらの財産を主張される不法行為の賠償とする目的で行われるもの¹¹と、具体的な行為を意味していた。しかし18世紀から19世紀にかけてのヨーロッパ諸国による多様な実行を反映して、Oppenheimの次の定義にみられるような広義で理解されるようになっていった¹²。すなわち、復讐とは、他国に対する侵害的かつ他の場合には国際的に違法な行為であって、当該他国自身の国際的な不法行為によって創出された紛争の満足な解決に同意することを強制するために、例外的に認められるものをいうとされた¹³。また、支払うべき債務の支払いを拒否するというような不作為による強制を意味する「消極的復讐」という概念が19世紀半ば以降一般に用いられるようになるが、それもこのような復讐概念の拡大を示すものである¹⁴。このように復讐を広義にとらえる見解は、狭義の復讐のほかには領域の一部占拠、出入港禁止、などの戦争¹⁵にいたらないその他の強制的な手段も復讐に含められると理解し、それらに共通する要素、すなわち手段の強制的・一方的性格と違法性によって復讐を定義したのである¹⁶。このような復讐の定義の拡大の背後には、復讐の価値・本質が国家間関係を規律する際に持つ大きな強制力にあるとされ、その点では戦争と同質のものであり、それゆえ強制的な手段が交渉などの友好的解決手段とは全く対照的な性格を有するとの認識があったと考えられる¹⁷。

次いで指摘すべきなのは、友好的解決手続きの不十分性、不完全性が復讐制度の妥当根拠となっていたということである。つまり友好的解決手続きが当事国の意思にもつばら依存し、それを統制する制度が存在しない国際社会においては、一方的な権利救済手段である強制的な手段に訴えることを実際上否定できない、ということである。そし

てまた復讐は友好的手続きの不十分性を補完する点だけでなく、その名の下に戦争に至らない実力の行使を認めることで、戦争によるより大きな惨禍を回避できる点にも、その妥当根拠が求められた¹⁸。しかし、その他の点で復讐制度が理論的に正当化することの困難なものであったこと¹⁹、法の実現手段としては不適切であることなど²⁰、法的には多くの問題を抱えながらもそれが権利救済手段、戦争回避手段として位置づけられてきたより実際上の理由として、当時の欧米諸国によって行使されていた圧倒的な現実の力と、それがもつばら南米諸国に対してとられていたという状況が存在していたことを指摘しておかなければならない。Taylorの次の叙述はこの点を率直に示している。

「国際法は関係国間の平等を前提としているために、先に言及した強制的な手段は、そのすべてではないにしてもほとんどは、厳密に言えば、国際的な救済ではない。…等しい国家の間では、武力を伴う平和的な救済というものはあり得ない。…武力を伴う報復または復讐は、同じ力を有する国家をまさに戦闘行為の境界に必然的に導き、示威行動、封鎖、そして没収は開戦宣言と同等とされる。…それゆえ、武力を伴う措置は、それに憤ることのできない劣った国に対する強制に限られるべきである。不正のように思われるけれども、強国が弱国を強制または懲戒することが必要となった場合には、実際に血が流れることに比べれば、そのような救済はより人道的である。」²¹

このように、伝統的国際法においては全く性質を異にする友好的手続きと強制的な手続きという二つの紛争解決手続きの類型を認めつつ、それらの間に何らの序列も（法的には）設けていなかったこと、しかしながら後者の妥当根拠は前者の不十分性と戦争回避に求められていたことを確認することができる。以降で検討されるのは、「平和的」解決に諸国家が何を求め、それを求める動きによってこのような友好的な手続きと強制的な手続きの

関係にどのような変化が生じたと考えられるのか、である。

2.2 ハーグ平和会議

2.2.1 1899年および1907年国際紛争平和的処理条約

1899年および1907年国際紛争平和的処理条約は、後の紛争の平和的解決に関する二国間及び多国間条約による、国際紛争の友好的解決手段の発展に大きな影響を与えた条約である。これはロシア皇帝ニコライ二世の提案に応じた形で1899年5月18日に催された第1回ハーグ平和会議において採択され、1907年6月15日に催された第2回ハーグ平和会議で補充・改正された。本会議の目的は、戦争に不可避な苦難を教化し、武力の行使に代えて平和的手段を用いることを勧奨することとされ、第一回会議では軍備縮小、戦争に関する法規慣例、国際紛争の平和的解決が、第二回会議ではそれらに加えて開戦宣言、中立法規などが議論された²²。

本条約の第1条は、「国家間ノ関係ニ於テ兵力ニ訴フルコトヲ成ルヘク予防センカ為、締約国ハ、国際紛争ノ平和的処理ヲ確保スルニ付キ、ソノ全力ヲ竭サンコトヲ約定ス」とする。本規定は、当初は署名国間で生じた紛争 (conflicts which may arise between the signatory Powers) となっていたが、草案の検討過程において、その規定内容がより一般的な妥当性を持つと考えられたことから、単に署名国間のみならず、署名国と非署名国間、非署名国間で生じた紛争のいずれの場合をも含むという趣旨で、文言が「国際紛争 (international differences)」に修正された²³。なお、「紛争」を意味する語として当初のロシア案ではdisputeが当てられていたが、国家間に生ずる全ての争いを意味する包括的な用語としてdifferencesに修整された²⁴。このような一般的な内容を持つ宣言²⁵の下でとられる平和的な解決手段として本条約は居中調停 (mediation)、国際審査 (international inquiry)、仲裁裁判 (international arbitration) の三種をあげ、それらについて手続的な内容の規定を設けている²⁶。これらの規定は、当事国間で合

意されなかった、または合意が形成されなかった場合の補充規定として、紛争の平和的解決手段の整備に大きく貢献するものであった。しかし、いずれの手段も「事情ノ許ス限 (as far as [when] circumstances allow)」や「外交上ノ手段ニヨリ解決スルコト能ハサリシ紛争ヲ処理スルニハ、仲裁裁判ヲ以テ最有効ニシテ且最公平ナル方法ト認ム (the most equitable means of settling disputes which diplomacy has failed to settle)」などの文言によって示されるように、義務的なものとはされなかった。

本条約が定める諸手段が紛争解決において有する意義は、それらが用いられることによって紛争当事国間の緊張が高まるのを抑制し、それによって武力が行使される事態を防ぐという点に求められる。例えば第4条は「調停者の本分」として、「居中調停者ノ本分ハ、紛争国ノ主張ヲ調停シ、且ソノ間ニ悪感情ヲ生シタルトキ之ヲ融和スルニアルモノトス」とする。また第8条は特別居中調停として、平和を危うくする重大な紛争が生じた場合に、平和関係の断絶を防ぐために、それぞれ一国を他方の紛争当事者が選んだ国と直接交渉するために選定し、任務を委託するものとしている。この選定された国がその任務を遂行している期間中、紛争当事国は直接交渉を禁じられる。この期間は特別の定めがなければ30日を越えないものとされる。これは合衆国代表Hollsの提案によるものであったが、その提案の趣旨は、平和を危うくするような重大な紛争が生じた場合には、しばらくの間は立会人 (witnesses) に論争点を任せ、紛争が感情に任されるのを防ごうというものであった²⁷。また、国際審査委員会に関しては、それに関する規定 (第9条) の提案の説明において、報告者であったDescamps卿はその第一の目的を事実の明確化による紛争の激化の抑制とし、そして第二の目的を、委員会が報告書を作成する間の時間の経過による感情の鎮静化と紛争の鈍化であるとした²⁸。この国際審査委員会についてはしかし、田岡が指摘したように、平和的解決手段による冷却期間の創出とそれによる紛争の理性的な処理が実

効的なものとなるには、そうした手段が執られている間は一切武力を行使しない義務が伴わなければならないが、本条約にはその義務を明示する条文は設けられなかった²⁹。逆に例えば第7条に「居中調停ノ受諾ハ、反対ノ約定アルニ非サレハ、之カ為動員其ノ他ノ戦争ノ準備ヲ中止シ遅延シ又ハ阻害スルノ結果ヲ生スル事ナシ。開戦ノ後右ノ受諾アリタルトキハ、反対ノ約定アルニ非サレハ、之カ為進行中ノ軍事行動ヲ中止スルコトナシ。」とあるように、本条約によっては平和的手段がとられている間であっても必ずしも武力の行使は禁じられていなかった。

仲裁裁判については国際仲裁裁判ハ、国家間ノ紛争ヲ其ノ選定シタル裁判官ヲシテ法ノ尊重ヲ基礎トシ処理セシムルコトヲ目的トスと規定しているが、この定義はそれまでに行われてきた仲裁裁判の実行を正確に反映したものということとはできない³⁰。多くの仲裁裁判は、私的な仲裁人 (amiables compositeurs) としての国家元首や学者、そして政治家等によって判断が下され、そしてその判断も衡平と善、場合によっては政治的考慮等に基づくものとされ、厳格に法に基づくことが求められたわけではなかった。また、仲裁裁判はその構成・手続に関しても当事国の意思が大きく反映される。それゆえ、仲裁裁判は交渉や調停等との関係において、それらと全く異質なものではなく、むしろそうした外交的手続の延長線上に位置づけられるものであったと考えられる³¹。本条約はそのような仲裁裁判の基礎を、より厳格に法に基づくものとするを意図したものであったといえよう。

2.2.2 ハーグ平和会議と復仇

1899年および1907年の紛争の平和的処理に関する条約では復仇の問題は特に扱われなかったが、同じハーグ平和会議において採択された他の二つの条約を復仇制度との関係で論ずることができる。そのひとつが開戦ニ関スル条約であり、他の一つが契約上ノ債務ノ回収ノ為ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル条約である。

まず、開戦ニ関スル条約は第1条で、締約国ハ、理由ヲ附シタル開戦宣言ノ形式又ハ条件附キ開戦宣言ヲ含ム最後通牒ノ形式ヲ有スル明瞭且事前ノ通告ナクシテ、其ノ相互間ニ、戦争ヲ開始スヘカラサルコトヲ承認スルとした。しかし、本条にいう戦争には事実上の武力の行使は含まれず、この条約の下でも武力による復仇は容認される可能性が残された³²。

次に契約上ノ債務ノ回収ノ為ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル条約は、当初は義務的仲裁との関連で合衆国代表のPorterによって提案された。その提案理由は、純粹に金銭的な問題から戦争が生じることは避けられることが望まれ、そのために契約上の債務 (contract debt) の回収の為に武力 (force) を使用することを制限する、ということであった³³。このような趣旨から提案された合衆国の条約案は、契約上の債務の回収に関する紛争が外交上の手段によって解決されない場合には、「請求国によって仲裁の提案がなされ、被請求国によってそれが拒絶されるか、または返答がない、あるいは仲裁が行われたにもかかわらず、被請求国が下された判決に従わないという状態にいたるまでは、軍事力の行使を伴ったいかなる強制的措置にも訴えることができない」、としていた。そのような制限が望ましいことについては一般の支持を受けたが、特に次の諸点について意見が述べられた。

まず第一に国内的救済について。この点については特にベネズエラ代表 (José Gil Fortoul) から、いつ、いかなる状況で仲裁の提案がなし得るのか合衆国案では定かではないとし、国内裁判所への付託前、及び継続中には仲裁の提案はなされるべきではなく、また、その場合になされた提案に対して回答しない場合でも、それは仲裁の提案の拒否と考えられてはならないと述べた³⁴。この点についてはベネズエラから修正案が出されたものの、結局何ら修正は施されず、グアテマラ、メキシコ、エクアドルなどの他の中南米諸国は国内的救済が尽くされることを仲裁の受け入れの条件とする留保を付した。

第二に、契約上の債務 (contract debt) の範囲について。この点に関し、セルビア代表 (Milovanovitch) とアルゼンチン代表 (Drago) は契約上の債務という文言は非常に曖昧であり、国家間の債務、国家と外国人との間の債務、そして公債のどこまでがその対象とされているのかについて疑問を提起した³⁵。Porterはこれに対して、国家間の債務と国家と外国人との間の債務の違いは本問題では重要ではないとし、そして公債の場合には国際法の一般原則によって適切に保護されるとのべた³⁶。またMilovanovitchが国家間の債務を対象外とする限定を草案に付すべきではないかとしたのに対しては、契約上の債務を定義づけることは自らの権限外であると答えている³⁷。このように、結局審議の過程においては契約上ノ債務の範囲は必ずしも明らかにされなかったが、それはPorterが、この点は仲裁裁判所による解釈に任せべき問題と考えていたことから、意図的になされたところであったとされる³⁸。

第三に、仲裁の提案を拒否した場合、または判決に従わなかった場合の武力の行使の容認について。このような強制的措置を容認することに対しては、ギリシャ、ボリヴィア、ベネズエラ、ニカラグア、コロンビア、エクアドル、スウェーデンなどが反対した。特にボリヴィアとスウェーデンはそれが間接的にそこに示された場合以外での武力行使を認めることになることを反対理由とした³⁹。これらの異議を受けて合衆国代表は武力の行使を例外とした修正案を示して次のように述べた⁴⁰。

「提案の目的は、債務又は請求の性質がいかなるものである場合であっても、仲裁によって国際紛争を処理するという原則に基づかないどんな手続をも正当化することに努めることにあるのではない。合衆国は以前以上に今日、当該原則の最も広い適用を誠実に主張するものである。」

このような審議を経て本条約第1条は次のように定められた⁴¹。

締約国ハ、一国ノ政府ニ対シ他ノ一国ノ政府カソノ国民ニ支払ハルヘキモノトシテ請求スル契約上ノ債務ヲ回収スル為ニ、兵力ニ訴エサルコトヲ約定ス。

右規定ハ、債務国カ仲裁裁判ノ申出ヲ拒絶スルカ、之ニ対シテ回答ヲ与ヘサルカ、之ヲ受諾スルモ仲裁契約ノ作成ヲ不能ナラシムルカ、又ハ仲裁裁判ノ後其ノ判決ニ従ハサル場合ニハ、其ノ適用ナキモノトス。

このように、本条約は完全な武力の行使を禁ずるものではないが、私的復讐以来伝統的に復讐の原因とされてきた場合について、武力の行使を復讐として行うことを禁じ、その代替手段として仲裁裁判に訴えることを定めている。この仲裁の要請の前置は、恣意的な強制力の行使という復讐制度の本質的な問題点に対する対処が図られたものとして大きな意義を認めることができる⁴²。限定的にはあれ、現実に復讐制度にこのような制約が付されたことは、復讐制度に対する平和的解決手続の優越が諸国家によって望まれていることを示していたのであり、この点は見過ごされてはならない。本条約と復讐制度との関係についてWilliamsが示した次のような見解は、その点を鋭く指摘したものであったといえる。

彼は本条約上の義務によってどの程度復讐の行使が制限されるかを問題として次のように述べる。まず、確かに厳格な文言解釈からすれば、本条約が制限したのは武力を用いる復讐にとどまらざるを得ない。しかし、消極的復讐であってもそれは国家間の紛争を強制的に解決するものであるし、また積極的であろうと消極的であろうと復讐は非常にしばしば戦争の先駆けとなるものである。こうしたことを考慮すれば、その性質の如何を問わず、復讐は本条約の精神に適合しない⁴³。

このような彼の論理に従えば、契約上の債務の回収に関しては、軍事的であろうと経済的であろうといかなる復讐措置も禁じられることになる。実定法の解釈論としては他に例を見ない見解であったが、ここで彼はとられる措置の如何に関わ

りなく、復讐制度と平和的解決手続とは基本的に対立するものであり、本条約が仲裁の前置を要求した点に、その対立に対する諸国家の意識—平和的解決の優先の意識—の具体化を見ていたといえよう。

2.3 国際連盟規約と復讐

2.3.1 国際連盟規約上の紛争の平和的解決制度

第一次世界大戦後のヴェルサイユ条約の一部として締結された国際連盟規約は、国際の平和と安全の達成をその主要な目的とし、12条から17条が紛争の平和的解決制度に充てられている。この規約上の紛争解決制度の起源は、Phillimore委員会の草案にたどることができるが、当該委員会は戦争に代わる国際紛争の解決手段の確立の試みの検討をその主要な任務としていた⁴⁴。規約上の紛争解決制度の概要は以下の通りである。

まず、連盟国は連盟国間において国交断絶 (rupture) に至る虞ある紛争⁴⁵が発生した場合には、仲裁裁判または司法的解決に付託するか、あるいは連盟理事会の審査に付す義務を負う。これらの機関の審議中はいかなる場合であっても戦争に訴えてはならない(12条)。ここに定められている裁判と理事会による審査のいずれによるかは紛争当事国の選択に任されるが、しかし選択すること自体は義務とされる⁴⁶。もちろん二国間での紛争解決条約は認められるが(21条)、しかしそれによって理事会のこの権限を免れることは認められない⁴⁷。

裁判については13条が規定を設け、また14条で常設国際司法裁判所の設置が定められている。この常設国際司法裁判所は15名の裁判官からなる文字どおりの常設裁判所であり、紛争の平和的解決手続の整備に多大な貢献をしたことは間違いない。しかし、連盟規約上は当該裁判所または仲裁裁判所への付託は両紛争当事国が裁判に付す得と認められた場合に限られており、一方的付託は認められていない⁴⁸。その代わりに判決は拘束力を持ち、判決に服する連盟国に対しては戦争に訴えることは禁

止され、他方で判決に従わない場合には、第16条に定める制裁を含め、理事会がその履行に必要な措置を提議するものとされている。

裁判に付託することが合意されなかった紛争は15条に定められる連盟理事会の審査に付せられる。この審査は一方当事国の請求によって開始し、他方当事国もその審理に協力しなければならない⁴⁹。これは連盟加盟国の権利であり、理事会は申請を受けた場合には義務として当該紛争の解決に努めなければならないが、この点については裁量権を持たない⁵⁰。この審査に関する理事会の管轄権は同条第8項にある紛争が国際法上専ら該当事国ノ管轄ニ属スル事項ニ付シタモノと理事会が認定した場合にのみ排除されうる。当時仲裁裁判条項で一般に見られた死活的利益、独立、名誉に関わる紛争に対する留保は裁判という特定の紛争解決手段との関係で認められるものであり、理事会による審査に対する抗弁としては認められないものとされた⁵¹。ただし、理事会による審査の結果出された勧告は拘束力を持たないものとされた⁵²。

理事会による審査は15条3項の定める調停手続以外にも様々な措置を執ることができ、この点については広い裁量を有している。例えばモロッコにおける国籍法に関する事件において理事会は、常設国際司法裁判所の勧告的意見を求めるとともに、両当事国に対して当該裁判所での審理に参加するように要請した⁵³。また後述のJanina-Corfu事件に際しては法律家特別委員会を設置し、憲章解釈を含む国際法上の問題について諮問した。さらにギリシャ—ブルガリア間の紛争におけるように、調停委員会のような独立した機関を設け、紛争の処理をそのような機関に任せることも認められた⁵⁴。このような広範な手段が認められていることから、紛争の平和的解決における理事会の任務が、当事国間の妥協を図りつつ、双方が受け入れ可能な解決案を検討し、最終的にはそれを受諾させることにあったことがわかる⁵⁵。

審理の結果については報告書を作成するものとされ、それが紛争当事国を除く全ての理事国の同意を得た場合(相対的全会一致)には、連盟国は

当該報告書の勧告に応ずる紛争当事国に対しては戦争に訴えてはならないものとされた。逆にそのような同意を得られなかった場合には、連盟国は正義公道を維持するため必要と認める措置を執る権利を認められた。後者の場合は紛争当事国自身の判断に基づいて行動することを認め、そのため戦争に訴えることをも認めたものである。ただし、報告が出された後3カ月を経過するまではいかなる場合でも戦争に訴えてはならないものとされた(12条)⁵⁶。

以上のような紛争解決制度に反して、判決および理事会の相対的全会一致による報告書に従う国家に対して戦争を行った場合、またはモラトリアム期間の経過を待たずに戦争を行った場合には、全ての連盟国に対して戦争行為がなされたものとみなされ、戦争に訴えた国に対して経済的・軍事的制裁および除名処分がなされることが予定されている(16条)。

以上で示された紛争の平和的解決制度としての特徴、すなわち二国間で解決されない紛争の第三者機関への義務的付託、理事会による審査に関する一方的付託権、平和的モラトリアム、そして制裁規定による紛争の平和的解決に関する義務の実効性の確保、といった点は、第一次世界大戦の惨禍を経験した当時の国際社会が、制度的かつ実効的な紛争解決手続の必要性を強く感じていたことを示しているといえる。連盟規約が調停機関として連盟理事会を設け、司法機関として常設国際司法裁判所を設置したことはそうした要請に応えたものであり、第三者の関わる平和的手続がこのように整備された形で諸国家の前に提示されたことの意義は非常に大きい。二国間において解決できなかった紛争は理事会にせよ、常設国際司法裁判所にせよ、第三者を含めたところでの解決が義務づけられており、争われている事項を当事国の主観的な判断にただ任せるのではなく、それをできる限り客観的な判断に基づかせようという姿勢をここに見ることができよう。ただし、このような手続の整備も当時の国際社会が受け入れられる限りにおいてであったことが注意されなければ

ならない。先に示したように連盟規約上、連盟理事会は基本的に調停機関であり、紛争解決そのものに関しては補助的なアクターでしかない。あくまで紛争解決の主要なアクターは紛争当事国であることを連盟規約は承認しているのであり、戦争モラトリアムによって手続的かつ部分的に紛争当事国の主導権を制限しているにすぎなかったのである。この点で、連盟規約は従来の紛争解決手続に見られたものとは全く異なった要素を国際社会に取り入れたというよりも、従来認められてきた紛争解決手続の延長線上にあって、それをより整備したものであったと見なければならないのである。

2.3.2 連盟規約上の紛争の平和的解決制度と復仇——Janina-Corfu事件⁵⁷

連盟規約の下において諸国家が復仇をとることができるかどうかはJanina-Corfu事件を契機として激しく議論されるようになった。1923年8月27日、大使会議(Conference of Ambassadors)⁵⁸によって任命されたアルバニア境界画定委員の一人であったイタリア人将校Telliniが、その随員とともにギリシャ領Janina近郊で何者かによって殺害された。本事件についてイタリア政府は責任をギリシャ政府に求め、謝罪、賠償、イタリア人兵士を随行させての調査などを要求した⁵⁹。それに対しギリシャ政府は公式の遺憾の意の表明、イタリア国旗への表敬などを受け入れる一方で、賠償およびイタリア人兵士随行での調査についてはギリシャの主権侵害であり受け入れられないと回答した。またイタリア政府がこの回答に満足しない場合には連盟規約12条及び15条によって友好的に正当な解決を得るために連盟理事会に付託する、とした⁶⁰。この回答を不満としたイタリア政府は回答を受けた翌31日、ギリシャ領のCorfu島に軍を送り、短時間の爆撃をした上で同島を占拠した。イタリア政府はこの行動について、これは同国の威信を維持し、賠償を強制するための一時的な措置である、との声明を発した。

ギリシャの申請を受けて理事会はすぐに本件の

審理に入ったが、イタリアが本件は大使会議によって解決が求められるべきであるとし、理事会の管轄権に強硬に反対した。理事会はイタリアの主張を退けたものの、大使会議での解決を尊重し、それに対する助言者としての役割に甘んじた。結局事件は、ギリシャが大使会議の決定を受け入れ、9月26日に大使会議が賠償額を決定し、それに従ってギリシャ政府が即座に賠償金を支払うとともに、イタリア政府はコルフ島から撤退することによって終結した。

本事件の解決については理事会の権限及び賠償の法的根拠等について不明確な点もあり、理事会は法律家特別委員会を設置し、同委員会にそれらを諮問することを決定した。その質問の中で特に本稿との関係で注目されるのは、規約上の紛争の平和的解決制度における武力復仇の許容可能性を問う次のような質問である（質問第4）⁶¹。

「戦争行為を構成するものと意図されない強制的措置は、それが規約12条及び15条に定められている手続に事前に訴えることなく一連盟加盟国によって他の加盟国に対して執られた場合、それらの条項と両立するか。」

これに対する委員会の回答は次のようなものであった⁶²。

「戦争行為を構成することを意図されていない強制的措置は、規約12から15条までの条項と一致することもあり、一致しないこともある。そして紛争が理事会に付託された場合、事件の全ての状況と執られた措置の性質を適切に考慮して、そのような措置の継続またはその撤回を勧告するか否かを決定するのは理事会である。」

法律家特別委員会からの回答は満場一致で承認されたものの、この回答に対してはBranting（スウェーデン代表）とGuani（ウルグアイ代表）がどのような場合に質問第4にいう措置が合法的なものとなるのかを明らかにすべきであったとし、さらにBrantingは質問第4にいう状況での武力の行

使は規約と両立しないとした⁶³。

復仇の連盟規約上の許容可能性については、この事件を契機とする議論の中でいくつかの見解が出されたが、それらは大きく分けて部分的否定説⁶⁴と肯定説⁶⁵とに分けることができる。この両説の対立点は武力復仇の憲章上の許容可能性であり、その際の主要な論点は復仇の平和的性格と規約上の紛争の平和的解決制度の意義である。

当時、戦争の意味に関して一般的な見解は戦争状態理論をとっており、それによれば戦争は開戦宣言によるか、または戦争に至らない武力の行使に対して相手国が戦争をもたらす意思で武力で反撃した場合に生じるものとされた。肯定説はこれを前提として、規約第12条は武力復仇とは無関係であるとし、また「国交断絶ニ至ル虞アル紛争」という場合の「国交断絶」とは単に「外交関係の断絶」を意味するにすぎないとして、それと武力復仇とを関係づけることを否定する⁶⁶。

それに対して部分的否定説は、武力復仇、特にイタリアによるコルフ島の占拠のような行為は実質的には戦争とは区別できないとする⁶⁷。それゆえそれはもはや平和的であるとは言えず、このような行為は戦争の存在によってしか正当化し得ないとする⁶⁸。次いで、戦争状態理論を前提としても、国交断絶とは国家間の平和的・和親的關係の現実の断絶を意味するのであり、実質的に敵対行為に当たる武力復仇はそのような意味での断絶を生じさせるとして、それは第12条に反するとする⁶⁹。

次いで、部分的否定説はさらに規約上の紛争解決制度と復仇との関係にも言及する。この点に関して同説は、本稿の関心から見て非常に興味深い議論を展開している。なお肯定説ではこの点は全く触れられていない。

部分的否定説の代表的論者であるde Visscherは規約上の紛争解決制度と復仇との関係という問題については、①どのような条件の下で一般国際法は武力復仇の行使を正当なものとするのか、②どの程度、規約上の義務によって連盟加盟国間の関係において、その伝統的觀念が修整されたか、

という二つの点の検討が必要であるとする。こうした観点からまず、武力復讐制度が国際法に導入されたのは、第一に復讐の場合には武力の行使が特定の目的の追求に限定されることで、戦争によるより大きな惨禍が回避されるという意義を持ちうる点、第二に権利を侵害された国の賠償獲得の不可能性、その意味での国際紛争の平和的解決手段の不十分性、というこれら二つの考慮に答えるためであったとする⁷⁰。この点を確認した上で彼は、連盟規約上の紛争の解決制度の存在を指摘し、政治的であると法的であるとを問わず、全ての紛争を連盟加盟国は当該制度に付する義務を負っていることを強調して、それら二つの理由は連盟規約の存在によってもはや連盟加盟国間では認められないとする⁷¹。このようにして、de Visscherは国際法上の復讐制度の妥当根拠そのものから、規約上の紛争解決制度の下でのその許容可能性を否定するのである。Politisも同様に、正義を得るためには連盟規約上の紛争解決制度が優先し、各国はもはや正義を得る手段として自己の手によることを任されていない、とする⁷²。Politisの見解には、一方的な強制自体が連盟規約の存在と相容れないという考えが見られるが⁷³、この点はGuaniの見解により明瞭である。Guaniは武力復讐の連盟規約上の許容可能性を否定する一つの根拠として、「規約第12, 13, 14そして15条は、国際紛争の様々な調停形式を定めており、そのいずれの形式においても連盟加盟国が自ら進んで正義を行い始める (commencer par se rendre justice de leur propre chef) 可能性を予想していない」、とする⁷⁴。彼によれば、連盟の構造を規律するような基本原則については明示的な例外規定がない場合には逸脱は認められない。平和の保障、国際法の遵守、紛争の連盟の下での処理がそのような原則であり、その点についての例外規定が存在しない以上、規約の下では自らの一方的判断の強制に訴えることはできないのである⁷⁵。

以上のような部分的否定説の議論は武力復讐の規約上の許容可能性の否定に向けられたものであり、彼らによっても経済的な復讐措置が絶対的に

禁じられるとはされていない⁷⁶。しかし、規約上の紛争解決制度と復讐との関係について論じられたもの、すなわち復讐制度の妥当根拠の消滅と一方的な強制の許容不可能性は、用いられる手段の如何を問わず、復讐制度全体についていうことのできるものである。さらに後者については紛争解決制度そのものの持つ意義（問題となっている法律状態についての第三者を含めた評価）と復讐制度の特質（一方的評価）との本質的な対立の認識を示している点で、連盟規約という特別な制度に還元しきれるものではない、ということを指摘しておかなければならない⁷⁷。

こうした学説上の議論のいずれが連盟規約の解釈上正しいものであるかはここでは措くとしても⁷⁸、満州事変を除けば武力復讐の事例はこのJanina-Corfu事件を最後とするとされ⁷⁹、またその後においては明示的に復讐行為の前に平和的手続を行うことを求めた実行も見られたことは注目されてよい。たとえば第一次世界大戦後のドイツ賠償問題に関して結ばれた1930年のハーグ協定に付された同年1月20日の交換公文では、当該協定のドイツによる違反が問題となった場合には、いかなる行動にも先んじて (before taking any action) まず常設国際司法裁判所に問題を付託することとされた⁸⁰。これが1923年のフランスとベルギーによるルール占領の経験を踏まえて規定されたということは明らかであろう。

2.4 1924年国際紛争平和的処理議定書と復讐

2.4.1 1924年国際紛争平和的処理議定書上の平和的紛争解決制度

本議定書は1924年10月2日に第5回連盟総会で採択されたものであるが、その起源は規約第8条に掲げられている軍備縮小問題についての検討に遡ることができる⁸¹。連盟はその設立の当初から軍縮問題の検討を進めていたが、次第に当該問題が安全保障の問題と不可分であることが認識され、さらに紛争の平和的解決制度の確立がそれらにとって必要であると考えられるようになったことから、同年9月6日の総会決議によって、第三委

員会に安全保障及び軍縮問題の検討が、そして第一委員会に規約の改正を見越した紛争解決制度の検討が要請された⁸²。このような経緯を反映して、本議定書は戦争の放棄、紛争の平和的解決、安全保障に関する規定からなっており、その発効には批准書の寄託に加えて軍縮会議の結果、軍縮計画が立案されることが条件とされた。

本議定書が設けた紛争解決制度は規約の採用した論理を貫徹し、いわゆる連盟規約の「間隙 (gap)」を埋めるように立案された⁸³。連盟規約との違いを中心としてその概要を示せば以下のようである。

まず、本議定書上の制度は全ての紛争を対象とするものとされた。この点は条文上は明らかではないが、コメントリー及び本議定書を論じた諸学者の見解に明らかである⁸⁴。

次いで、本議定書当事国は常設国際司法裁判所の選択条項を受諾することを義務づけられる (3条)。ただし、議定書の批准とは別に、裁判所の管轄権の受諾宣言をなすことが必要であるとされた⁸⁵。

連盟理事会は付託された紛争を仲裁裁判または常設国際司法裁判所による裁判に付すように努めるのであるが (4条1項)、紛争当事国間で合意できなかった場合にも、仲裁裁判は一国の要請によって始められる (4条2項a)。仲裁裁判の構成、権限について理事会が定めた期日までに合意しなかった場合には、直接理事会が定めるものとされる (4条2項b)。

理事国による調停は、両当事国がともに裁判を望まなかった場合にのみ行われる。この点で、理事会による調停は本議定書の定める紛争解決制度においては補助的なものとされている⁸⁶。理事会によって相対的全会一致による報告書が採択された場合には、当該報告書は当事国を拘束する (4条3項)。もしそのような報告書が採択されなかった場合には、紛争は仲裁裁判へ付される⁸⁷。この場合には、紛争当事国が当該紛争を理事会に委譲したことにより、裁判所の構成、権限については理事会が定めるものとされ、その際に紛争当事国に

意見を求める義務はない⁸⁸。連盟規約15条9項に従って、紛争が総会へ移された場合には、理事会に関する以上の手続が総会についても適用される (6条)。そして、これらの手続きがとられる前、及びとられている間は、陸・海・空の軍事的、産業的、または経済的な動員 (mobilization) といった措置が執られてはならず、一般に、紛争を拡大し、より激化させるような性質の活動を行ってはならないとされる (7条)。

以上の手続・判決・報告・勧告を無視して戦争に訴えた国は侵略国とされ、規約第16条に基づく制裁の対象とされる (第10条)。

本議定書の内容を詳細に検討したBakerは、以上のような紛争解決制度を次のような諸原則にまとめている⁸⁹。

- ① いかなる種類の紛争に対しても何らかの手段によって、当事国を拘束する一定の解決が与えられること
- ② 紛争が行き詰まる可能性がなく、あらゆる状況において義務的な解決手段が定められること
- ③ 全ての裁判可能な紛争において、常設国際司法裁判所による決定 (decision) が得られること
- ④ 紛争が裁判可能でない場合には、その解決は、まず第一に理事会による仲介または調停によって求められること
- ⑤ 理事会によって解決されなかった場合には、全ての当事国が理事会による政治的な決定を好まない限り、強制的仲裁 (compulsory arbitration) に訴えなければならないこと
- ⑥ 手段の如何を問わず、得られた解決は全て、当事国を拘束し、当事国は誠実にそれを実行することを約束すること
- ⑦ いずれかの当事国が到達された解決を実行しない場合には、その義務を履行するように当該不履行国を勧誘するために締約国がとるべき実効的な強力措置を理事会が提議 (propose) すること

このように、仲裁裁判、常設国際司法裁判所、

連盟理事会の強制的管轄権を定める本議定書上の紛争解決制度に従えば、最終的には必ず第三者機関による客観的な判断が下される。そしてその判断の拘束力は制裁制度によって担保されている。さらに本制度によれば、許容される戦争は、自衛と、理事会または総会に従って、あるいはそれらの許可の下に行われるものに限られる。コメンタリーは、本議定書上の制度を貫く原理として戦争の一般的禁止を定めた（2条）中でこうした場合の戦争を認めていることについて、それらが諸国家の一般利益と一致するものであること、そして一国の行動としてではなく、国際社会の代理人及び機関として行われるものである点を強調している⁹⁰。

本議定書は、第一次大戦後の諸国家の理想を具体化したものである。しかし、その構想があまりに理想的すぎたこと、侵略国の認定方法に対する批判⁹¹、そして何よりも本議定書作成の推進国の一つであったイギリスが批准を拒否したことから結局本議定書は発効に至らなかった。結局本議定書は、連盟規約に見られたように紛争を客観的な判断に従って解決することを諸国家が求めていることを改めて示しつつも、しかし、それを完全に第三者の判断に任せることによって、紛争解決に関する紛争当事国の主導権を奪い取ることは諸国家には受け入れられるものではなかった、ということを顕著に示した例であったといえよう。

2.4.2 1924年国際紛争平和的処理議定書と復仇

本議定書は復仇についてはなんら明示的には述べていないが、本議定書が完全に禁止しようとした「戦争」の範囲と第7条をこの関係で議論することができる。

本議定書第2条は次のように定めている。

「署名国は、侵略行為に抵抗する場合または連盟規約及び本議定書の規定に従って連盟理事会または総会に従って行動する場合を除き、その相互間、または所定の状態が生じた場合

に以降に定めるすべての義務を受諾する他国に対して、いかなる場合にも戦争に訴えないことに合意する。」

この「戦争に訴えない」という文言については、第一委員会での審議においてオランダ代表のLimburgから武力に訴えないとする修正案が出された。その提案の趣旨は戦争という文言を維持することにより、本議定書がその完全な禁止を意図しているにも関わらず、認められる場合があるとの解釈を許すことになる、ということであった⁹²。また後にサルバドル代表のGuerreroによっても同様の修正案が提出された⁹³。この修正案は結局規約の文言に一致することが望まれたこと、そして侵略国の認定との関係で明確な文言が望まれたことからいずれも撤回された。ここで注目されるのはGuerreroの提案趣旨である。彼はLimburgの提案が支持を受けなかったことに関し、それは当該提案を承認することによって復仇という古い国際法の原則の問題を委員会が扱わなければならないという困難な問題を引き起こすことを避けるためであったとする⁹⁴。彼自身、復仇という古い原則を廃止するのに時期が熟してはいないことは認めつつも、しかし、今がそれを実行するのに最も適した機会にあるとし、そして次のように述べた⁹⁵。

「すべての強制及び復仇措置は、たとえそれらが他国領域の自国民の保護のために国家によって一般に用いられる武力的措置であっても、現在検討されている議定書によって設けられる新たな国際制度とは両立しない。それらは平和に対して非常に危険な脅威を構成するが故に、なんらの誤解の余地をも残さないような文言で廃止されなければならない。」

彼のこのような主張に対して、ベルギー代表のRolin, Fernandes、そして日本代表の安達が原則として支持を表明した。しかし彼らも、Guerrero自身が指摘したように、復仇制度の問題については諸国家間で見解が分かれており、それにも関わらず一方の見解に従って復仇を廃止することは議

定書自体の成立を危うくするとし、時期尚早であるとして修正には反対した⁹⁶。このような審議をふまえて、報告書は第10条（侵略国の認定）に関するコメントリーにおいて条文は戦争の行使であるが、…本議定書の精神に従えば、実際の戦争状態を構成しない暴力的かつ武力的行為は、それにも関わらず、理事会の考慮に入れられなければならないとされた⁹⁷。従って本議定書上、「戦争」は必ずしも厳密な技術的意味に解されてはおらず、実質的には武力復讐もその対象に含められる可能性も残されたと考えられ、この点の実際の取り扱いについては連盟理事会に任されたといえる⁹⁸。以上の議論は戦争観念について、従来のような形式的理解が廃れ、武力の行使そのものをいう実質的理解がかなり共有されてきていることを示している点で非常に興味深い。

次に本議定書第7条1項は以下のように定めている。

二、またはそれ以上の署名国間に紛争が生じた場合には、これらの国家は紛争が平和的解決手続に付託される前またはその手続中のいずれにおいても、本議定書第17条に定められる軍縮会議によって定められた状態を変更しうる軍備または兵員のいかなる増加をもしないこと、また、陸・海・空の軍事的、産業的、または経済的措置、もしくは一般に、紛争を拡大し、または激化させるような性質の行為をとらないことを合意する。

本条は復讐を直接対象とするものではないが、ここに定められた行為に該当する限りで復讐も禁じられることになる。また、本条によって課される義務に反する行為が行われた場合には（これを確認するために理事会には調査権限が与えられている（7条2項））、三分の二の特別多数決による決定によって、理事会による仮保全措置がとられることが予定されている（7条4項）。このような義務とその違反に対する仮保全措置は、紛争の平和的解決手続が実効的に機能するために必要なものである⁹⁹。

2.5 不戦条約と復讐

2.5.1 不戦条約と紛争の平和的解決

1928年戦争放棄に関する一般条約（General Treaty for the Renunciation of War）は、当初フランス外相であったBriandが両国の希望する平和のために両国間において戦争を違法化し（mettre la guerre hors la loi）、それによって他の人民に厳粛な例を示すことを提案したのに対して、合衆国の国務長官であったKelloggが国家の政策の手段としての戦争を放棄する宣言に世界の全ての主要国の支持を得る努力を共同して払うことによって、世界平和に顕著な貢献をなしうると考えたことから他の諸国に対しても開放されたものである¹⁰⁰。結果、本条約は当時においてほぼ普遍的な加入をみた。

不戦条約は実質的な規定をわずか二条しか持たない簡潔な条約であり、その規定は次のようである。

第一条 締約国ハ、国際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ、且其ノ相互関係ニ於テ国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ放棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ厳粛ニ宣言ス
 第二条 締約国ハ、相互間ニ起ルコトアルベキ一切ノ紛争又ハ紛議ハ、其ノ性質又ハ起因ノ如何ヲ問ハズ、平和的手段ニ依ルノ他コレガ処理マタハ解決ヲ求メザルコトヲ約ス

本条約についてはもっぱら第1条にいう戦争が技術的な意味での戦争、つまり戦争状態をいうのか、それとも実質的な意味での戦争、すなわち武力の行使をも含むのかが議論されたのであるが、本稿との関係ではむしろ第2条が重要である。第2条は第1条ほど議論の対象とされず、起草過程においても本条の文言はほとんど問題とされなかったのであるが、実際に法的な議論において実質的な意味を持つのはこの第2条であるといえる¹⁰¹。第2条は紛争の平和的解決義務を定めたものであるが、その義務の内容については、①紛争を解決する義務を定めたものなのか、②平和的手段には強制的手段も含まれるのか、という2点が

問題とされる。

まず第一点目について、不戦条約の成立過程を詳細に追ったMillerは本条によって締約国は全ての国際紛争を平和的手段のみによって解決する(resolve)積極的な義務を負う、と解する。また彼は、たとえ解決を求める(seek)義務であるとしても、仲裁裁判所、常設国際司法裁判所、国際連盟、他国による調停などを用いることができる以上、平和的解決が達成されないことはあり得ない、とする¹⁰²。しかしながらこの解釈は条文が消極的な表現を用いていることを無視する点で文言に一致しない。多くの論者も2条に言及する場合には、慎重にこの消極的な定式を維持している。本条は、文言通りに解すれば、もし紛争解決を試みる場合には、平和的手段以外の手段を用いてはならないことを定めたものである¹⁰³。従って、本条は紛争解決を求める義務さえ定めておらず、ただ紛争解決手段を平和的手段に限定することを定めたに留まる。そのため、本条が今日の紛争の平和的解決原則・義務の成立との関係で持つ意義は次の第二点の理解にかかるとなる。

第二点については、第1条の戦争の意義に関する議論を反映して見解が厳しく分かれている。第1条について戦争を実質的に解する見解は、当然第2条についてもその解釈を反映させ、平和的手段には戦争に至らない武力の行使は含まれないとする¹⁰⁴。それに対して第1条の戦争を技術的に解する見解は、第2条の解釈としても伝統的な用語法を維持し、平和的手段には武力復讐のような強制的解決手段が含まれるとする¹⁰⁵。

前文には其ノ相互ノ関係ニ於ケル一切ノ変更ハ、平和的手段ニ依リテノミ之ヲ求ムベク、又平和的ニシテ秩序アル手続(orderly process)ノ結果タルベキコトとあり、秩序ある手続の理解如何によっては前者の解釈に理由があるとも考えられる¹⁰⁶。結局この問題はどのような紛争解決手段がその時々¹⁰⁶の社会的観念として「秩序ある」ものと認識されるのかに係っていると考えられる。その点、先のジュネーブ議定書に関する議論に見られるように、当時はその観念自体が動揺し、形式的

理解から実質的理解へと転換してきていた時期であり、この問題は当時においては確定的な結論を下すことのできなかったものであったと言える。

このように不戦条約は、それ自体はなんらの紛争解決手続をも提示していないこと、そしてそこで用いられている概念の内容が動揺していた時期に出されたものであることから、それが紛争の平和的解決原則・義務の成立に対して有した意義を評価することは非常に難しい。しかし、不戦条約のこのような戦争の禁止と紛争の平和的解決義務の定式が国連憲章2条3項の紛争の平和的解決義務に連なるものであることが指摘されており¹⁰⁷、なんら不戦条約が紛争の平和的解決義務に対して意義を持たないものであったということはできない¹⁰⁸。憲章上の紛争の平和的解決義務との関係で少なくとも指摘できるのは、不戦条約第2条が紛争の平和的解決を非常に消極的な形でしか規定していなかったのに対して、国連憲章第2条3項および第33条は解決しなければならない、あるいは解決を求めなければならないと積極的に規定していることである。これは憲章上の紛争の平和的解決原則・義務の内容を理解する上で考慮すべき要素の一つであろう。

2.5.2 不戦条約と復讐

前項で見たような不戦条約第2条の解釈に関する争いは、伝統的な戦争と平和の形式的二分論の動揺を顕著に示している¹⁰⁹。この動揺の結果、従来平和的手段とされてきた強制的解決手段(外交関係の断絶、報復、復讐、封鎖など)の国際法上の位置づけ、さらにはその合法性についての問題が提起されるようになった。ただし、この問題に関する議論はもっぱら戦争に至らない武力の行使を伴う強制的解決手段の合法性に関するものであり、それ以外の手段についてはほとんど何も述べられていない。この点で、この議論は不戦条約上の戦争と平和的手段の射程の議論(戦争にいたらない武力の行使はどちらに属するのか)のコロラリーとして論じられたに留まり、復讐制度そのものの国際法上の位置づけが扱われたわけではな

かった。Borchardも戦争と平和の二分論の動揺を示したコメントの中で、グロティウスに起源を求められるとされる、戦争と平和の間に中間段階はなく、従って一国による他国へのその意思の強制のためにとられる暴力的行為は平和的であるとされなければならない、少なくとも平和を害するものとされてはならない、という考えの転換を求めているが、その主張の力点も一国の意思の強制ではなく暴力的手段を平和的手段とすることの不合理性にあるようである¹¹⁰。

このような状況の中で一人、田岡良一は不戦条約と強制的紛争解決手段の関係について、本稿の観点から非常に興味深い検討を行っている¹¹¹。田岡の主張を要約して示せば次のようである。

国際社会において武力の行使を禁止するためには①強制的処理の否認と、②社会の手による紛争解決制度が設けられなければならない。①が必要とされるのは、一旦強制的解決制度を是認する以上は、…微温的なものによって効果が挙げられないときには、より強力な措置によることを是認せざるを得ず、従って結果的に武力の行使に至る必然性があるためである。②はこのように強力的解決制度を否認しながら、紛争が未解決のまま放置されることは認められないためである。前者の強制的処理と後者の紛争処理は、前者が当事国の一方が相手方に苦痛を与え損害を及ぼす措置を執ることによって、相手方を屈服せしめ自己の要求に従わしめて紛争を解決しようとするものであるのに対し、後者は社会の手による平和的解決を強化促進する目的を持つものである点で異なる¹¹²。このような観点から不戦条約を解釈すると、それは一方で武力行使を禁止しながら、他方で必ず拘束力ある紛争解決制度（社会の手による解決制度）を定めていない。それゆえ不戦条約は二つの相矛盾する要求を満たそうとする諸国民の欲望の所産であり、従って法律学の立場から言えばその不合理性は明瞭である。本条約は実行不能のことを内容とする契約としてその拘束力を否定するの他はない¹¹³。

この議論で興味深いのはまず、武力行使、強制

的解決手段、社会の手による解決制度の関係である。田岡は武力行使の禁止と強制的解決手段の禁止を対として考えながら、それから不戦条約による強制的解決の禁止を導かず、逆に、それらの基盤としての社会の手による解決制度の存在の必要性を指摘し、そうした制度が存在しない以上強制的解決手段を禁止することはできず、その結果として武力行使の禁止もできない、とするのである。ここには現在の国際社会における紛争の未解決のままの放置の危険から来る強制的解決手段の必要性は依然として認められなければならないという田岡の認識が示されている。この紛争の未解決のままの放置の危険に対する懸念は理解できるものの、だからといって田岡のいう「社会の手による紛争解決制度」がなければ国家による強制的紛争解決手続を部分的にも禁止することはできないと考えることは適当ではないし、それは不戦条約のみならず、ジュネーブ議定書の未発効によって諸国家が示していた平和的解決に関する態度にも反するものである。武力行使の禁止の背後に、強制的手段の一般的禁止の理念が認められなければならないとしても、現実にどのような手段を禁じるのか、そしてそれに代替する手段を設けるのかは、実際上は別個の問題として扱いうるものである。それゆえ不戦条約は国際法上全く意味のないものであったのではなく、それによって諸国家に非平和的手続き（その範囲が不確定ではあったにせよ）による紛争解決の禁止という理念が共有されていたことが示されるとともに、その具体化として少なくとも形式的意味での戦争という形での武力行使が禁じられたという点に、不戦条約の意義を見いだすことができよう。

2.6 1928年国際紛争平和的処理一般議定書およびその他の紛争の平和的処理に関する諸条約と復讐

2.6.1 1928年国際紛争平和的処理一般議定書とその他の紛争の平和的解決に関する諸条約

先述の1924年のジュネーブ議定書は結局発効にいたらず、連盟規約の間隙 (gap) を埋める試みは

失敗に終わった。そのため、その後の連盟における国際紛争の平和的解決制度の整備の努力は、現行の連盟規約上の制度の明確化とその実効的な活用に向けられることになった¹¹⁴。1928年に第9回総会で採択された国際紛争平和的処理一般議定書はこうした状況を反映して、また、実際的かつ実効的な手段を諸国家が望んだ結果、その内容としては新たな制度を創出するというよりも、第1次大戦終了時からその時までには締結された2国間及び多数国間条約で採用された調停、司法的解決、そして仲裁裁判に関する規定を集大成したものとなった¹¹⁵。

本一般議定書は、紛争の平和的解決手段として調停 (conciliation)、司法的解決 (judicial settlement)、仲裁解決 (arbitral settlement) を挙げる。これら三種の手段は全体として全ての紛争を客観的な判断の下で解決する制度を構成しているが、その加入の仕方にはかなりの柔軟性が認められており、これらのうちの一つだけを対象とする加入も認められている (38条)¹¹⁶。

司法的解決及び仲裁解決は客観的な判定を第三者機関に求め、それを拘束的なものとして受け入れることによって紛争を最終的に解決する手段であり、これらについては多くを述べる必要はない。ここではまず、調停にどのような意義が認められていたのかを見ておきたい。

本一般議定書第15条は、調停委員会の任務として調停委員会は、紛争問題を明らかにすること、そのために事実審査またはその他の方法によって全ての有益な情報を集めること、及び、当事国を調停するのに努めること (de s'efforcer de concilier les Parties) を任務とする、と定めている。英文を参照すれば、調停が結局は当事国を合意へ導くこと (to bring the Parties to an agreement) を意味していたことがわかる。調停委員会の任務のこのような規定の仕方は1925年のフランススイス間の調停、仲裁及び強制的裁判に関する条約において初めて採用され¹¹⁷、今日の紛争の平和的解決に関する諸条約においても全く同じ文言で、またはほぼ同じ内容で、調停委員会の任務が定め

られている¹¹⁸。この点についてHabichtは、従来の調停委員会は紛争解決案を示した報告書の提出を任務としており、それによって委員会の任務は終了していたのに対して、1925年以降は先に示したような当時国間の合意の形成へとその任務が変化している、ということを描いている¹¹⁹。このような傾向を反映して、本一般議定書第15条では、調停委員会には、状況に応じた適切な手段を執る自由が認められており、またその裁量により、手続の進行中に委員会が適当と認める協定条件を示し、当事国の意見を聴取することができる¹²⁰。このようにして紛争当事国が相互に理解しあうように両者の見解を接近させる¹²¹ことが調停委員会の任務であり、紛争解決において調停委員会が果たすこの役割こそが調停に認められた意義であると言える¹²²。

このような調停と同様に当時、紛争の平和的解決に関する諸条約において設けられた手段として国際審査委員会 (international commission of inquiry) がある。これは特に合衆国の国務長官Bryanの精力的な交渉によって合衆国と他の諸国間において結ばれた諸条約 (以降ではBryan条約とする) 中に定められている¹²³。国際審査そのものは既に1907年の国際紛争平和的処理条約でも定められており、また実際にDogger Bank事件で用いられ、その有効性が一般に認められていた¹²⁴。ただし、Bryanの構想した国際審査制度は次のような諸原則に立脚している点で特徴的である¹²⁵。

- ① 全ての種類及び性格のあらゆる紛争に適用されなければならないこと
- ② 審査は、常設の機関によって行われ、その活動はいずれからでも、いつでも開始され、そしてそれ自身のイニシアティブに基づいて審査を始める権限を与えられていること
- ③ 公平性を確保するために、当該機関は各審査毎に、双方によって選出された二名の委員を加えなければならないが、当該委員は審査の間、常任の委員と同等の権限を有すること
- ④ 双方とも、審査の終了及び報告書の提出後は任意に行動する権利を有さなければならない

委員会の勧告はその本質的な価値が当事国に与える限りの効力しか有さないこと

一連のBryan条約は文言上の相違はあるものの、その内容においてはほぼ同様である¹²⁶。これらの条約によって締約国は、紛争当事国の直接交渉によって解決されなかった紛争が当事国の合意の欠如またはその性質のために仲裁裁判に付されない場合には、国際審査に付すものとされた。このような制度の意義は、委員会の認定を基礎にして当事国が新たな交渉を行い、合意の形成を図ることを促し、そうすることによって友好的な紛争解決を容易にする点にある¹²⁷。特にBryan条約についていえば、国際審査委員会が常設とされ、審査に付されている間は戦争に訴えないことが誓約されたことが重要である。

ところで、先に示した諸原則の最後のものは、当時の紛争解決手続に対する一つの姿勢を示している。Bryanは1905年に日本を訪れ、後に任意に行動する権利を当事国に任せるこのような機関（常設国際審査委員会、筆者注）の設立は、諸国家間の紛争の解決に多くのことをなし得るだろう—実際それは、決定に拘束される事前の合意を含む制度よりも多くのことをなし得るだろうとのべていた¹²⁸。これは、裁判所による強制的管轄権の受諾に諸国家が消極的な姿勢を示したことから、より現実的かつ実効的に国際紛争を解決しうる手段としては、客観的な判断を仰がせつつも、最終的な解決については当事国に任せる制度しかない、というBryanの認識を示しているといえる。Habichtは、二国間条約を分析した結果、今世紀初頭においては仲裁裁判に強調がおかれていたのに対して、その後の15年間に、国際審査や調停などの国際紛争を分析し、合意による解決を当事国に任せる手続へと強調が移動した、と指摘しているが¹²⁹、先のBryanの言葉は、そうした当時の傾向を明瞭に示しているといえる。

2.6.2 1928年国際紛争平和的処理一般議定書およびその他の紛争の平和的処理に関する諸条約と復仇

1928年国際紛争平和的処理一般議定書やその他の紛争の平和的解決に関する諸条約では復仇の問題は直接扱われてはいない。しかしこの点に関しては、一般的に仮保全措置に関する規定が設けられていることに注意すべきである。その趣旨を検討することによって、それらの諸条約を通して復仇制度に対して黙示的に示されていた諸国家の態度を見ることができると思われる。

仮保全措置に関して、1928年国際紛争平和的処理一般議定書第33条は次のように定めている。

「紛争が仲裁または司法手続きの対象となつたすべての場合に、特に当事国の意見の一致を見なかつた問題が既成行為または既成に近い行為から生ずるものであるときは、規程第41条に従つて処理する常設国際司法裁判所または仲裁裁判所は、とられるべき仮措置をできる限り短期間内に指示する。紛争当事国は、この仮措置に従う義務を有するものとする。

調停委員会は、紛争の付託を受けたときは、有益であると認める措置を当事国に勧告することができる。

当事国は、司法若しくは仲裁判決の執行または調停委員会により提議される協定に有害な影響を及ぼす虞のあるすべての措置を執らないこと、及び、一般に紛争を重大化または拡大する虞のある行為を、その性質の如何を問わずとらないことを約束する。」

当時の諸条約に見られた仮保全措置を検討したGuggenheimは、国際社会に仮保全措置が導入された主な原因として、まず国際紛争の法的な解決という観念の発展に伴って、平和的解決手続によって出された最終的な決定の実現可能性を確保する必要性が認識されたことをあげる。次いで政治的な解決手続にもこの制度が認められた原因として、戦争を予防するための規範が発展したことに伴い、国際社会の一般的な意識として戦争に至

るような政治的緊張を緩和する措置が必要とされたことを挙げている¹³⁰。そしてこのような仮保全措置の二つの妥当根拠に対応させる形で、仮保全措置を非政治的仮保全措置と政治的仮保全措置とに区別する。これら両者の目的については、前者が法に従って、特定の法的状態の将来の実現を図るものであるのに対して、後者は集合的機関による義務的な決定では終結しない政治的紛争を解決することを助け、世界平和の確保を図ること（戦争及び武力紛争の危険を除去すること）であるとする¹³¹。ただし、これら二つの目的・機能は排他的ではなく、ロカルノ条約やそれを範とした諸条約中の仮保全措置はその両者を同時に含むとしている¹³²。

仮保全措置が有するこのような目的・機能、そして、一般議定書第33条3項に定められた義務を考慮すれば、当該措置が諸条約中に設けられた趣旨は、平和的解決手続の進行が妨害されることを防ぎ、少なくとも現状を維持することであったといえる¹³³。

このように仮保全措置が国際社会において一般に認められるようになったことは、Guggenheimの指摘にもあったように、平和的解決手続の妨害の禁止及び現状の維持の要請が、特に第三者の介在する平和的解決手続の場合に、当事国に求められるとの意識が諸国家間で共有されてきていたことを示している。またこのような意識が仮保全措置制度とは別個に独立して示されることもあった。たとえば1923年にアメリカ諸国間で締結されたゴンドラ条約第3条では、一旦（審査委員会の）召集の要請が受理され、常設委員会が各通知を行ったならば、当事国間に生じ、それについてなんらの合意にも至っていない紛争は、事実上当然に（*ipso facto*）、保留される（*be suspended*）と定められていた¹³⁴。このような諸国家の意識に裏付けられて、こうした第三者の介在する場合の平和的解決手続の尊重の意識は、第二次世界大戦以前に既に国際法上の義務となっていたと考えることができる。実際、ソフィア電気会社事件において常設国際司法裁判所は紛争当事国は下される判断

に有害な効果を及ぼしうるいかなる措置をも慎まなければならない、かつ一般に紛争を激化しまたは拡大しうるようないかなる措置もとることを認めてはならないという原則は国際裁判によって普遍的に受け入れられた原則であるとした¹³⁵。仮保全措置に関する制度は、紛争を付託された機関が手続の進行中にこの義務の履行を図る手段として設けられたものと考えられる。

仮保全措置、及びその前提となる義務の趣旨が以上のようなものであることから、第三者の介在する紛争の平和的解決手続に紛争が付託された場合には、少なくとも、平和的解決手続の進行を妨害し、紛争を悪化させるような復讐行為は禁じられる¹³⁶。この点で注意すべきなのは、一般議定書第33条3項にあるように、この場合には措置の「性格の如何」は問われないことである。つまり、軍事的であろうと経済的であろうと、実際に用いられる手段の如何を問わず、平和的手続の進行を妨害し、紛争を悪化させるような復讐行為は禁じられるのである¹³⁷。

以上に検討したところから、1928年国際紛争平和的処理議定書、そしてその他の平和的解決に関する諸条約は、直接復讐行為を禁じたものではないが、諸条約中で設けられた平和的解決手続の尊重および紛争悪化防止義務を定めることによって、黙示的に復讐行為を否定する態度を示していたといえる。確かにそれらの義務に抵触しない行為であれば復讐行為を行うことはなお可能であると一応はいうことができる。しかし復讐制度が復讐行為をとることによって一方的・強制的に紛争を解決する手段であったことを考えれば、選択された平和的解決手続を無視して一国が復讐に訴えることはそれ自体、当該義務の趣旨と対立することは明らかであろう。

2.7 紛争の平和的解決の意識の発展と復讐制度への影響

2.7.1 紛争の平和的解決の意義と論理

以上に見てきたように20世紀に入り、特に国際連盟創設以降、紛争の平和的解決手続は内容的に

も、量的にも大きく発展した。それではこの紛争の平和的解決として求められていたもの、つまり国際社会がそれに認めた意義はなんであったのか。これについては以下の三点を指摘することができる。

まず第一に紛争の平和的解決に求められたのは、友好的手段によって紛争を解決し、そうすることによって戦争という大きな惨禍を招くことを避け、そして平和の維持を確保することであった。ハーグ平和会議以来、紛争の平和的解決は軍縮、安全保障の問題と密接な関係にあるものとしてそれらとともに論じられてきた。連盟の紛争の平和的解決制度は他方で安全保障の側面を有し、また、1924年の国際紛争平和的処理議定書はそれらの相互関係を非常によく示していた。国連憲章第6章は紛争の平和的解決のこの側面を引き継いだものであるといえる。この点で、「紛争の平和的解決」は戦争、後には武力行使の禁止を具体的・実効的に実現するための手段としての意義を与えられていたと言える。ただしこのことは、国際法の解釈・適用の手段としての意味が紛争の平和的解決手続から失われたことを無論意味しない。紛争解決は以上に見てきた過程を経て、戦争回避・平和の維持と国際法の解釈・適用という二つの意義を与えられるようになったと言える。この点で、Sohnが次のように述べているのは正当である¹³⁸。

「国際紛争の処理のために適当な手段を与えることが必要であるのは、国際法の二つの基本的な問題に関係している。すなわち、国家間の紛争が激化し平和の破壊へ至ることを防ぐことの必要性、および慣習・条約双方の国際法の規範の解釈・適用のための適当な手続を与えることの必要性である。」

次いで第二に紛争の平和的解決は、戦争・武力行使の禁止との関係において認められる意義以外の意義をも、他方で有していた。それは具体的に何が平和的解決とされたのかに明らかである。以上に見てきたところからすれば、紛争の平和的解決とは、事実の明確化、当事国間の感情の鎮静化、

紛争の他方当事国との交渉、場合によっては第三者の介入による調停などに見られるように、一当事国による一方的な判断の妥当性を様々な手段によって客観化し、また相手当事国の判断との妥協をはかり、そうすることによって当事国双方に受け入れ可能な評価に落ちつかせ、そして最終的には紛争当事国間の「合意」の形成による紛争の解決をはかることであった、ということができる。この点は従来平和的解決に強制的解決手段が含まれていたのに対して、ハーグ平和会議以降、平和的解決という用語が、従来友好的解決と呼ばれた手続に用いられてきたことに明瞭に示されている。戦争や強制的手続きのように一方当事国の一方的な判断に基づくのではなく、少なくとも二国間の交渉を基礎とした判断による解決、その意味での客観的な解決、この点にこそ、武力行使の禁止と比較した場合に紛争の平和的解決が有する固有の意義を認めることができる¹³⁹。第一点に指摘した戦争回避・平和の維持も、様々な解決手続による客観的な解決を求めることによってその実現が図られたのである。

そして第三に指摘できるのは、紛争の平和的解決の尊重の観念である。一方で、1907年の契約上ノ債務回収ノ為ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル条約が示したように、紛争が生じた際にはまず平和的解決手続を試みることが求められる、との意識が認められるようになった。それはまた、平和的解決手続がとられている場合には、当該手続の進行を妨げる、またはその目的を失わせるような行為そして紛争を悪化させるような行為をとることを禁じる一般的な義務へと発展していったのである。当時においては未だこのような義務は第三者の介在する手続の場合にその対象を限っていたとはいえ、当該義務が示す平和的解決手続尊重の意識自体は全ての平和的解決手続について妥当するものであったといえる。

以上に指摘したような意義を有する「紛争の平和的解決」が、復讐制度とは全く異なった論理を内包していることは自ずと明らかであろう。特に第二点で指摘したように、紛争の「平和的」解決

とは、ある行為の国際法上の合法・違法性について争いがある場合には、双方の評価を必ずしも正しいものとせず、双方に受諾可能な評価へと落ちつかせることであった。復仇制度が自己の評価を正当なものと前提して行動することを認めるものであったことを想起すれば、このような平和的解決の論理は全く復仇制度の論理と対立するものであった。このように復仇の論理に相対立する論理を内包する平和的解決が一般に求められるようになってきたことから、復仇制度はそれに応じた影響を受けずにはいられなかったのである。

2.7.2 復仇制度への影響

これまでに見てきたように、紛争の平和的解決の義務化への動きは、諸学者の関心を当該手続の復仇制度に対する影響に向けてきた。国際法学会 (Institut de Droit International) も1934年のパリ大会において平時復仇に関する制度の検討を行ったが、その際も現行の、および発展途上にある国際法と復仇という古い制度との適合性に主な関心が寄せられた¹⁴⁰。紛争の平和的解決手続の発展が復仇制度に与えた影響については次の三点を指摘できる。

まず第一は武力復仇の否定である。一方で、連盟規約、不戦条約によって戦争そのものが禁じられ、他方で従来の戦争状態理論の下で武力復仇に認められるとされた意義 (戦争回避) の偽善性¹⁴¹が明らかに認められるようになったことから、もはや武力行使の国際法上の合法性が以前のように認められないことは1930年代半ばには一般に認められていたと言える¹⁴²。国際法学会の検討においてもこの点については異論なく認められた¹⁴³。

しかし、復仇制度の合法性に対する疑いは武力復仇に留まらず、非武力復仇を含め、復仇制度全体に対しても向けられた¹⁴⁴。この復仇制度の合法性に対する疑問の根拠はまず、武力復仇の否定論の根拠として主張されたものの中に復仇制度全体について妥当するものがあつたことにある。即ち、紛争の平和的解決手続の整備によって、それによって従来復仇の妥当根拠とされた戦争の回避、

権利侵害に対する救済が実効的にはかられるようになるならば、もはやそこに復仇制度の絶対的な妥当性を認めることはできない。さらに、より重要な点としては、先に指摘したように、紛争の客観的な解決が紛争の平和的解決手続の意味として認められていた以上、一方的な判断を強制する復仇制度がその本質において紛争の平和的解決手続と対立することは明らかである。従って、仮に紛争の平和的解決手続と復仇制度とがその目的を同じくする (戦争回避、紛争解決) としても、平和的解決が一般に求められるようになった当時の状況の中では、これら両者を併存するものとして認めることは矛盾以外の何ものでもない。このような矛盾があるからこそ、先に見てきたように紛争の平和的解決手続との関係で復仇制度に対する疑問が提起されてきたのである。国際法学会における検討の報告者であつたPolitisの第一レポートは、諸学者の見解を引証しながらこの点を明確に指摘している¹⁴⁵。

そして最後に指摘できるのは、このような両者の矛盾に対する当時の一般的な態度である。それはPolitisの次の言葉に明瞭に示されている¹⁴⁶。

「国際法の現状においては、紛争の平和的解決手続によって合法性への復帰が得られる場合に復仇を行使することができるとはもはや考えない。復仇は本質的に補助的な (subsidaire) 手続でしかあり得ず、紛争を解決する他のより通常の手段がない場合にのみ使用されるべきである。」

最終的に国際法学会で採択された決議第5条は次のように定められている¹⁴⁷。

非武力復仇であっても、法の尊重が平和的解決手続によって実効的に確保されうる場合には禁じられる。

従って、とりわけ次のような場合には、それは禁じられたものと考えられなければならない。

1. 当事国間において効力を有する法に基づ

いて、違法であると非難された行為が、必要な注意を持って暫定または保全措置を命じる権限を有する裁判官または仲裁人の義務的管轄権に属し、被告国がその管轄権を回避、あるいはその進行を遅延させようとしなない場合。

2. 事前の復讐の行使が正当なものでなく、1項に規定された条件において平和的解決手続が進行している場合。但し（事前の復讐の行使が正当である場合でも、）付託された機関によって復讐の中止が決定されることを留保する。
3. 平和的解決手続が、被告国が誠実に履行すべき義務的な決定に達した場合。

このような復讐に対する紛争の平和的解決手続の優先性の意識は、先に紛争の平和的解決の意義として第三に指摘したところによっても黙示的に示されていたといえる。この点、特に第一次世界大戦後、学説において平和的解決の試みを復讐の行使の条件として要求する見解が多く見られるようになったが、それはこれまでに見てきたような平和的解決に関する諸国家の動きに対応したものであったといえよう¹⁴⁸。また実際、平和的解決手続の試みを復讐の条件とすることを国家が明確に述べたこともあった。1930年の国際法法典化会議において準備委員会が復讐の条件について諸国家に照会したところ、ベルギーは国家は、平和的手続によって満足を得ることができなかつた限りで、復讐の場合の責任を拒否する十分な根拠を有する、と解答し、またスイスは一般的に復讐は、それを行行使する国家が、自己が被った違法に対して行動する他の平和的手段を持たないということを条件としてのみ、認められうると解答したのである¹⁴⁹。

国連憲章は以上で見たような意義を有する紛争の平和的解決を、義務として諸国家に課した。それは、どれだけ平和的解決に込められた意義を義務として実体化したのであろうか。そこで課されている紛争の平和的解決義務とはいかなる内容を

有するものであり、そして平和的解決が「義務化」したことが復讐制度の法的性質にどのような影響を及ぼしたと考えることができるのであろうか。

3 紛争の平和的解決の義務化の意義

3.1 現代国際法における紛争の平和的解決義務の位置づけ

第二次世界大戦後の新たな国際秩序のあり方を定めるものとして締結された国際連合憲章は、国際紛争の平和的解決をその原則の一つとして定め、加盟国に紛争の平和的解決義務を課した（2条3項、33条）。その後の多数国間条約における本原則の採用¹⁵⁰、そして国際連合憲章に従った諸国間の友好関係及び協力についての国際法の原則に関する宣言¹⁵¹、国際紛争の平和的解決に関するマニラ宣言¹⁵²などの国連総会決議における再確認とその内容の明確化を通して、今日では国連憲章を離れて国際社会一般に妥当する慣習国際法としての位置づけを認められている。この点に関して国際司法裁判所はニカラグア事件判決において次のように述べている¹⁵³。

「本判決において裁判所は被告国が、原告国に関係する活動によって、いくつかの慣習国際法の原則に違反していると認定した。しかし裁判所はまた、更なる国際法の原則を想起しなければならない。それは以上に検討した禁止的な性質の原則と相補的なものであり、その尊重が今日の世界において欠くことのできないもの、すなわちいかなる紛争、とりわけその継続が国際の平和と安全の維持を危うくするおそれのある紛争の当事国は平和的手段によって解決を求めなければならないという原則である。利用可能ないくつかの平和的手段をも示した国連憲章第33条に打ち立てられた本原則は、慣習法の地位をも有する。」

このように国連憲章の原則としての紛争の平和的解決原則は、今日では国際法の一般原則となっており、そして現在の国際社会の全体構造を支え

る基本原則となっている¹⁵⁴。それゆえ本原則は国際法の適用・解釈の際に考慮されるだけでなく、現代国際法を全体として考察する場合の基礎・支柱とされなければならない。

本原則は二つの意味で自立的である。まず第一に、それは憲章2条4項に示される武力不行使原則と密接な関係にありながらも、それとは別の独立した意義を持つ原則であるという意味で自立的である¹⁵⁵。この点に関して、紛争の平和的解決原則について武力不行使原則のコロラリーとするに留め、それ独自の積極的な意義を評価しない見解がある¹⁵⁶。しかし、先に示したように、紛争の平和的解決には二つの意味、すなわち戦争回避・平和の維持という意味と、法の解釈・適用の過程という意義が認められ、そしてそれらは客観的な解決を求めることにより追求されるべきであるという積極的な意義がそれに認められてきた。憲章2条3項が国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように国際紛争を解決しなければならないとしているのは、従来紛争の平和的解決に認められてきたその積極的な意義が現代国際法にも引き継がれていることを示しているといえよう。また後の検討からわかるように、本原則の積極的な側面は当事国の義務の内容に反映されている。そしてニカラグア事件判決も武力不行使原則などの禁止的な性質の原則から紛争の平和的解決原則を区別し、この両者を相補的なもの(complementary)としている。従って、本原則と武力不行使原則との関係については前者を後者のコロラリーとするのではなく、両者を並立的(parallel)なものにとらえるべきである¹⁵⁷。

第二に、紛争の平和的解決原則は、諸国家が二国間あるいは多数国間条約によって、その実現を図るための制度を別に設けるか否かに関わらず、独立して遵守されなければならない原則であるという意味で自立的である¹⁵⁸。確かに2条3項に定められた紛争の平和的解決原則は一般的であり、その十分な実現には補完的な条約上の制度を設けることが求められる¹⁵⁹。しかし、それはそのような制度がない場合には2条3項は意義を持たない

ということの意味しない。この点に関して、2条3項と33条についてそれらを同一のものと考え、後者によって前者の内容を限定して理解する見解がある¹⁶⁰。しかしこの見解は紛争の平和的解決の二つの意味を認識していない点で正しくない。2条3項が包括的な紛争の平和的解決原則を示したものであるのに対し、憲章第6章は紛争の平和的解決の特に戦争回避・平和の維持の側面を扱ったものである。2条3項では紛争になんらの限定もないのに対して、33条がその継続が国際の平和及び安全の維持を危くする虞のある[紛争]に限られているのもこのためである¹⁶¹。確かに国連憲章は国際の平和と安全を維持することをその第一の目的としており(第1条1項)、その実現のための制度の構築に重点が置かれている。しかし、先に見てきたところからもわかるように、紛争の平和的解決の戦争回避・平和の維持という側面は、従来多数国間条約の枠組みにおいて追求されてきたのであり、憲章はこの傾向を反映しているにすぎない¹⁶²。先に確認した合意の形成・客観的な解決という紛争の平和的解決固有の意義は、単に国際の平和と安全を危うくするような紛争のみではなく、諸国家間に生じうる全ての紛争について求められて来たことを考えれば、2条3項をそのように狭く解することは妥当ではない。紛争の平和的解決原則・義務は次項で検討するような自立的な内容を持っているのである。

3.2 紛争の平和的解決義務の内容

紛争の平和的解決原則は単なる政治的・道徳的な性質のものではなく、それは法的原則として諸国家に対して義務をも課している¹⁶³。国際法の一般原則もそれが条約中に規定されるなど、実定法上の根拠を有する場合には、その効力において具体的な内容を持つ規定と差はない¹⁶⁴。

紛争の平和的解決義務の内容を見る場合、1982年に国連総会で採択されたマニラ宣言が重要である。本宣言は、国連総会によって設置された、「国連憲章と国際連合の役割の強化に関する特別委員会(The Special Committee on the Charter of

the United Nations and on the Strengthening of the Role of the Organization)」¹⁶⁵によって起草され、特別委員会、総会第6委員会、国連総会のいずれにおいてもコンセンサスで採択された¹⁶⁶。本宣言は前文、紛争の平和的解決の一般原則を扱った第1部、国連の役割に関する制度的側面を扱った第2部、そして最終規定という構成からなる。それ自身は一国連総会決議にすぎないが、少なくとも第1部は憲章及び一般国際法に基礎を有するものとして起草されており、その限りで本宣言は実定法上の基礎を有するものである¹⁶⁷。

紛争の平和的解決義務は内容的にいくつかの義務に分けることができる。その内容をマニラ宣言の定めるところに従って整理すれば、それは①「平和的」解決義務、②紛争解決のための行為義務、③紛争解決の試みの継続義務、④紛争悪化防止義務、の4種の義務を挙げることができる。ただし、これらは全体で紛争の平和的解決義務という一つの義務を構成しており、相互に密接に関連している。

まず平和的解決義務については、2項及び3項が次のように定めている。

2項 全ての国家はその国際紛争を、国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように、もっぱら平和的手段によって解決しなければならない

3項 国際紛争は、国連憲章上の義務そして正義及び国際法に従って、国家の主権平等を基礎とし、手段選択の自由の原則に従って、解決されなければならない。

自らが当事者である既存の又は将来の紛争に関して、国が自由に合意する解決手続に訴えまたはそれを受諾することは、国家の主権平等と両立しないものとみなされてはならない

2項は憲章2条3項とほぼ同様の規定であるが、「もっぱら (exclusively)」という文言が挿入されている点で異なる。この文言は平和的手段の重要性を強調するものとして加えられた¹⁶⁸。

3項はこの紛争の平和的解決義務を履行する際の指導原則を示している。まず第一の指導原則は「国家の主権平等」である。本原則が紛争の平和的解決の文脈において有する意義についてマニラ宣言の作成にギリシャ代表として関わった Economides は本原則によって全ての国家は法的に平等であり、主権的存在として、紛争の解決に関しては厳密に平等な位置におかれる以上、武力 (force)、圧力 (pression)、あるいは差別 (discrimination) という全ての観念が排除されると説明する¹⁶⁹。主権平等の原則一般の議論を離れても、本項をこのように解するのには、その起草過程を考慮すれば、一定の妥当性がある。マニラ宣言の直接の基礎となったのは非同盟諸国8カ国によって提出された草案であるが、それ以外にもギリシャから次のような項目を含む草案が提出されていた¹⁷⁰。

「国家は自己の紛争を解決するために、武力の行使又は武力による威嚇、あるいは政治的、経済的その他の強制 (duress) 又は圧力に訴えてはならない」

8カ国案にはこれに相当する規定は含まれていなかったが、作業部会での審議を経て出された改訂非公式作業文書でその主旨が取り入れられ、次のように規定された¹⁷¹。

「その継続が国際の平和及び安全の維持を危うくする紛争の存在または解決手続の不成功のいずれも、相手紛争当事国に対する、武力又は武力による威嚇、あるいは政治的、経済的その他の形態の強制 (coercion) も正当化しえない」

さらに、第2改訂作業文書では次のようにされた¹⁷²。

「紛争の存在又は紛争の平和的解決手続の不成功のいずれによっても、いずれの当事国によるものでも、武力の使用又は武力による威嚇、あるいは強制は正当化されない」

しかし、1981年の作業部会の審議、非公式協議などを経た後に、強制に関する規定は完全に削除された¹⁷³。この間の経緯は明らかではないが、しかし、改正非公式作業文書の修正提案の中にも強制に関するものはなく、その内容についての激しい対立があったわけではない。マニラ宣言の作成過程においてはコンセンサスの形成が重視され、表現上の問題など技術的な点での対立は、問題とされる表現を割愛することによって避けられたことを考慮すれば¹⁷⁴、この削除も、表現等の技術的な点での意見の不一致のためであったと考えられる。

第二の指導原則は紛争解決手段選択の自由である。この手段選択の自由は紛争解決の主要な責任がまず紛争当事国にあることを意味する。当事国間での紛争が国際の平和と安全を危うくするものではない間は、当該紛争の解決手段については、紛争当事国が両国間に合意を形成するのに適当と考えるものを合意によって決定することが求められているのである。1924年ジュネーブ議定書に典型的に見られるように、国際連盟時代に試みられた制度的な紛争解決制度の構築は画一化された手続による解決を志向していたが、それは諸国家の実際の支持を得ることはできなかった。国連憲章はその失敗を踏まえて紛争解決に対して現実的な態度をとり、紛争の平和的解決という大きな枠組みを定めながら、個々の場合にとられるべき手段を紛争当事国に任せたのである¹⁷⁵。この点で注意すべきなのは、紛争当事国は採用する手段については自由であるが、しかし、その選択について誠実に交渉し、一定の手段について合意する義務を負っている、ということである。「紛争解決手段選定の自由」は原則ではあるが、それは紛争の平和的解決原則の枠内で認められるものであり、紛争当事国はそれを主張することによって紛争の平和的解決義務そのものの履行を妨げることは許されない¹⁷⁶。この限りで紛争の平和的解決義務は「契約の合意 (pactum de contrahendo)」¹⁷⁷を含んでいると言える。

次に紛争解決のための行為義務については第5

項が次のように定めている。

5項 国家は誠実かつ協力の精神を持って、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的取極又は機関の利用、その他周旋を含め当事者が選ぶ平和的手段のいずれかの手段によって、その国際紛争の速やかかつ衡平な解決を求めなければならない。当事国は、このような解決を求めるに当たって、状況及び紛争の性質に適した平和的手段について合意しなければならない。

第5項は憲章33条とほぼ同様であるが、その対象となる紛争について33条のような限定はなく、紛争一般について定められている。この第5項に示されているように、紛争の平和的解決義務は当事国間で合意された手段によって紛争の解決を図ること、求めることを要求するに留まり、決して紛争の解決を要求するものではない。しかしこのことは紛争の平和的解決義務がその内容において無意味であることを意味しない。この意味での紛争の平和的解決義務は結果の義務ではなく、実施方法の義務であり¹⁷⁸、手段選択の自由があるとはいえ、先述のように紛争当事国は何らかの解決手続によって合意の形成を試みなければならないのである¹⁷⁹。これに反して紛争当事国の一方が紛争解決の試みを一貫して拒否し続けた場合、あるいは紛争の解決を意図的に遅延させるような行為をした場合には当該当事国はこの紛争解決のための行為義務に違反することになるのである¹⁸⁰。

第三の紛争解決の試みの継続義務に関しては7項及び13項が次のように定めている。

7項 以上の解決手段のいずれによっても速やかな解決に到達できなかった場合には、紛争当事国は平和的解決を引き続き求め、また平和的に紛争を解決するための相互に合意した手段について直ちに協議しなければならない。上記の手段のいずれによっても紛争当事国がその継続が国際の

平和と安全の維持を危うくする恐れのある紛争を解決することができなかつたならば、国際連合憲章に従って、かつ憲章第6章の関連規定によって定められた安全保障理事会の機能と権限を害することなく、紛争当事国は当該紛争を理事会に付託しなければならない。

13項 紛争の存在又は、紛争の平和的解決手続の不成功のいずれによっても、いずれの紛争当事国によるものでも武力の使用又は武力による威嚇は認められない。

紛争の平和的解決は、最終的に紛争が解決するまで継続して追い求められなければならない。従って、当初当事国間で合意された手段によっては紛争が解決されなかつた場合には、その手段も含めて次にとるべき手続について交渉することが求められる¹⁸¹。それゆえ、紛争当事国は一つの紛争解決手続の不十分さを理由として紛争の平和的解決義務からの離脱を主張することは許されないのである。これによって示されている紛争の平和的解決義務の継続的性格は、第二次世界大戦以前には、強制的手段に訴える前に紛争の平和的解決を試みなければならないというように、部分的にしか紛争の平和的解決の優越が認められていなかったのに対して、今日では紛争解決の過程全体において平和的解決の優越が認められるようになったことを意味している点で、紛争の平和的解決原則・義務の発展を論ずる上で最も重要な点である。

最後の紛争悪化防止義務に関しては第8項が次のように定めている。

8項 国際紛争の当事国及び他の国は、国際の平和と安全の維持を危うくするほどに事態を悪化させ、また紛争の平和的解決をより困難にし、または阻害するようないかなる行為も慎まなければならない。この点に関しては国際連合の目的及び原則に従って行動しなければならない。

既に見たように、この紛争悪化防止義務は既に第二次世界大戦以前から認められていたものであるが、今日では紛争解決手続が進行中であるか否かを問わず、紛争解決の全過程において妥当するものとなったと言える。

紛争の平和的解決義務は以上に見た諸義務によって構成されているが、これらの義務は総じて、既に我々が確認した紛争の平和的な解決の意義、即ち戦争の回避・平和の維持及び法の解釈・適用を、紛争当事国間の合意を求めることによって実現することを諸国家に求めていると言える。従って、紛争の平和的解決義務とは、紛争当事国は紛争の発生から解決に至るまで、状況に応じて適当な平和的解決手続を選び、時には併用する事によって双方が受け入れられる妥協点の形成に努めなければならない、このような努力を妨げる行為をすることを慎まなければならない義務である、ということが出来る。紛争の平和的解決義務がこのように理解されるならば、合意の形成をはかる直接的な手段である交渉が様々な紛争解決手段の中でも主要なものとされるのは必然的である¹⁸²。

4 復仇との関連における紛争の平和的解決原則・義務の意義

4.1 紛争の平和的解決原則・義務の意義

以上のように紛争の平和的解決原則・義務の意義そしてその内容を検討したところ、紛争の平和的解決について既に2.7.1で確認した紛争の平和的解決の意義、すなわち戦争回避・平和の維持及び法の解釈・適用を対話的手段によって客観的に解決し、そうした解決手続きを尊重することは、今日の紛争の平和的解決原則・義務に引き継がれているといえる。とりわけ、紛争の平和的解決の尊重の意識は、紛争の平和的解決原則の継続的性格に明らかなように、それは連盟規約に見られたような一時的なものではなく、紛争解決の過程全体について一貫して求められるようになってきている。つまり、紛争の発生から終結に至るまで、一貫し

て諸国家は紛争の平和的解決を尊重することを求められ、紛争の平和的解決義務は紛争が解決されるまで継続して課されているのである。

紛争の平和的解決の意義について以上のような結論を得たところで、ここでは以上の検討をふまえ、復仇制度との関係から紛争の平和的解決原則・義務の意義を敷衍するとともに、それが復仇制度に対して与えたと考えられる影響について考察したいと思う。

今日の一般的な理解においては、復仇・対抗措置は紛争の平和的解決手続きであるとされているように思われる。しかし、紛争の平和的解決手段という場合、この平和的という言葉の意味については、それがとられる手続きないし手段の実体に関していわれる場合と、とられる手続きないし手段の法的な性格、本稿の用いてきた用語でいえばそれらが内包する論理に関していわれる場合とを区別しなければならない。

まずとられる手段の実体に関して平和的といわれる場合には、それは単に武力の行使を伴わないということの意味をしているということが出来る。我々がすでに見てきたように、当初平和的解決手続きとは戦争にいたらない手段のことをいうものとされていた。しかし次第に法律的な意味の戦争と実質的な意味の戦争の区別が武力行使の違法化の流れの中で維持することができなくなり、それによって平和的解決手続きとは武力の行使を伴わない手段を意味するものとされるようになったのである。このように、執られる手段の実体に関して平和的といわれた場合には、武力の行使を伴わない、経済的な復仇措置なども「平和的」解決手続きに含まれる。そのため単にこのような意味においてだけ平和的を理解する論者は、復仇も平和的解決手続きの一つである以上、それと平和的解決手続きとの関係を実定法の問題として議論することは無意味であると考えられる。たとえばSimmaは事前に紛争解決手続きを完了すべきことを定めたArangio-Ruizの国家責任に関する条文案を批判して次のように述べている¹⁸³。

「我々は武力による威嚇または武力の行使を伴わない対抗措置は、それ自体が国際違法行為から生じた紛争を解決するための平和的な手段であるということを中心に留めておかなければならない。それゆえ、「一般国際法、国連憲章または救済を求める国家が当事国であるその他の紛争解決文書に基づいて利用可能な全ての友好的解決手続」の事前の完了という要件は、実際の観点からだけでなく、体系的観点からも疑問である。」

しかし、学説においても従来、平和的解決手続きはさらに友好的解決手続きと強制的解決手続きに分けられ、復仇は交渉そのほかの手続とは区別されるべきものと考えられていた。そして1899年と1907年の国際紛争平和的処理条約以降、特に国際連盟創設以降は、平和的解決手続きといった場合には、もっぱら友好的解決手続きを意味するものとされてきた。このように両者を分かつ基準となるのは、とられる手段の法的な性格、すなわちどのような考え方をその手続が基礎としているか、ということである。復仇制度は違法行為の存在に関する自己の判断を正当なものと前提することを認め、当該違法行為に対する反応として通常ならば違法とされる強制的な行為をとることを認める、というものであった。それをより詳細に見れば、それは二つの論理からなっていることがわかる。一つは違法行為の存在を主張する国家の判断を正当なものと前提することを認める論理であり、もう一つは違法行為に対しては侵害された権利の回復を自己自身の手によってはかることを認める論理である。それに対して平和的解決は、この復仇の前者の論理とは全く反対に、自己の判断を正当なものとせず、相互に受け入れ可能な判断を当事国間で形成するというものであった。このように、その法的な意味においては復仇は平和的解決とは全く異なり、それを平和的として、交渉その他の手続と同列に論じることはできない。

平和的と言った場合に、復仇を平和的手続といえることができるか否かは、これらのいずれの側面

を問題とするかによって異なるといえる。かつて復仇が戦争でも平和でもない第三状態であるといわれたのと同様に¹⁸⁴、現在においてもまた、この平和的という語の意味の二重性のために、復仇の性格は複雑なものとなっているといえる。

しかし先に検討したように、紛争の平和的解決義務は単に武力の行使・武力による威嚇を禁じたにとどまらず、平和的解決の基礎とする論理に従って紛争を解決することを義務づけていた。そしてこの点にこそ紛争の平和的解決原則・義務の固有の意義を見いだすことができた。つまり、紛争の平和的解決原則・義務は、その重要な内容として交渉を基本とする平和的解決手続きと復仇とを区別しているのである。それゆえ紛争の平和的解決義務との関係を論じる場合には、復仇は平和的手続きと考えることはできないのである。法的な問題としては、紛争の平和的解決と復仇は異なった考え方に基づく別個の制度であり、この限りで従来の学説がこの点を軽視してきたとするAllandの指摘は正しい¹⁸⁵。

ただしここで注意しなければならないのは、両者が別個の制度であることは必ずしもその間に何らの法的関係も存在しないということを意味するわけではないということである。確かに紛争の平和的解決が原則化・義務化されていなかった伝統的国際法においては、この両者が法的に関係しない競合状態が認められていたといえる¹⁸⁶。

しかし、紛争の平和的解決手続きの整備が試みられるようになった20世紀に入ってから諸国家間に紛争の平和的解決の尊重の意識が広まり、そして高められていった。このような平和的解決尊重の意識の高まりは即ち、二つの相対立する論理の中から平和的解決の論理を選択するということの意味していた。復仇同様の論理を基礎としていた戦争、そして武力の行使が禁じられたのはそれを具体的に示したものであったと見ることができる。そして復仇制度自体も平和的解決尊重の意識の高まりとともにその正当性に対して疑問が抱かれるようになり、たとえば紛争悪化防止義務のように、平和的解決の尊重が義務として具体化した限りで

禁じられるようになったのである。

このような文脈において紛争の平和的解決が原則・義務として定められたことの意義を考えるならば、それは紛争の平和的解決の尊重を、紛争解決の全過程において義務づけたものであり、問題とされる状況、即ち国際法の評価が不確定な状況においてとりうる論理は平和的解決の論理に限られる、ということを確認的に示したものであったといえるのである。次のようなスイス政府の見解はこの点を指摘するものと見ることができよう¹⁸⁷。

「違法行為は十分に確認されなければならない。19世紀に従われていた国際的な実行においては、国家は、一般には大国であったが、他国の行為の違法性を一方的に認定する資格を保持していた。当該国家は、その行為の認定についての相手国の異議にも関わらず、制裁を実行した。このような実行は、それは国際社会の最悪の記憶であるが、もはや現在の国際関係の要求に対応しない。現代においては制裁は、必要な保護とともに、国際的な規則の違反を事前に確認することを認められている公平な制度なしには考えられない。」

国際社会が主権平等を基礎とする以上、各紛争当事国の評価はいずれも同等に扱われなければならない。しかし、そのことからいづれの国家の判断も正しいとすることができないことは自明である。そうである以上、我々は、そして諸国家はいづれの国家の判断も絶対的に正しいと考えることはできないということ認めなければならない。相対立する評価は、全体的あるいは部分的に、そのいずれかが正しい場合もあれば、いずれも正しくない場合がある。それらはいずれもその客観的な妥当性を必ずしも保証されておらず、そのいずれも他方に対して優越しえないという意味で、それらは相互に同等とされるのである。紛争の平和的解決の原則化・義務化は、各当事国の自己評価が同等の価値をもち、いずれも他方に対して優越しないことを今日の国際法が正面から認めたこと

を示しているのである¹⁸⁸。

4.2 現代国際法における対抗措置の法的性質

それでは、このように紛争解決の全過程において平和的解決の論理に従わなければならないということが定められたことは、復讐制度に対してどのような影響を及ぼしたと考えられるであろうか。この点については、復讐制度を成り立たせていた法的状況と法的基礎の二面で変化が生じていると考えられる。

まず先に確認したように、復讐制度は国家の一方的判断を一応正当なものとし、それに基づいて行動することを認めるものであった。この点をとらえて、かつて田岡は強制的処理方法の弊害は、強制に関してその前提条件が満たされたことを認定する権限と、それを執行する権限とを同一の当事者に委ねたことに起因するとし、それを避けるためにはこの認定権と執行権とを区別し、それぞれを別個の当事者に帰属させることが必要であるとした¹⁸⁹。この田岡の用語を借りれば、紛争の平和的解決義務の成立によっても、国家は執行権を失うことはないが、しかし、もはや国家は自己の執行権を行使する際の前提となる認定権を喪失したといえることができる¹⁹⁰。紛争の平和的解決原則・義務は各紛争当事国のいずれにも単一の認定権を帰属させないこととし、平和的解決手続によって結びつけられる紛争当事国およびそれに加わることを認められた第三者（裁判所など）からなる団体に当該認定権を付与することとした、ということができよう。田畑の次のような叙述は、このような復讐制度の前提としていた法的状況の変化を鋭敏にとらえた結果であるといえる¹⁹¹。

「…国際紛争の処理方法には、これまで、一般に、強制的処理方法と、平和的処理方法の二つの範疇があるとされ、復讐 (reprisals) や戦争が、国際紛争の強制的処理方法の名の下に、国際紛争の処理方法として認められてきた。…しかし、そうした強制措置を紛争の処理方法のカテゴリーの中でとらえ、後で

ふれる平和的な解決方法と同じ次元のものとしてみることは、理論的にも実際的にも適当ではないといわなければならない。それらの措置は、もともと違法行為に対して被害国自らが自己の力で対抗し、その救正を求める自助 (self-help) としての性質を持つものであって、国際法の執行、つまり、制裁としての意味を持つものであり、国際紛争の平和的処理方法とくに裁判のように、国際法の適用としての性質を持つものとは本質的に異なった性質をもっているといわなければならない。……国際紛争の強制的処理方法と平和的処理方法という二つのカテゴリーを認め、両者とともに紛争処理方法としてとらえるのは不適当であって、紛争の処理方法としては、いわゆる平和的処理方法のみを問題とするのが適当であろう。」

次いで、ここで復讐制度が国際法上認められた根拠を振り返れば、それは第一に平和的な紛争解決手続が不十分であったこと、そして第二に戦争によるより大きな惨禍の回避、に求められた。これらは今日においてその根拠としての意義を完全に失ったとはいえないものの、しかし、かつて認められたほどの説得力を持って主張されえないことは明らかであろう。平和的解決手続については二国間条約あるいは多数国間条約によって様々な手段が整備され、その利用可能性は格段に高められている。特に国連における平和的解決は加盟国であるか否かを問わず、全ての国家に対してその利用可能性が開かれている。裁判所への一方的付託が今日においても原則としては認められていない、というだけの理由で往時と同様に平和的解決手続が不十分であるということは妥当ではない。そしてこの平和的解決手続の利用可能性の高まりはまた、戦争によるより大きな惨禍を避けることにも直接つながっており、第二の根拠の説得力をも同時に低減させている。特に多数国間条約は国際的平和と安全の維持を目的とすることがその特徴としても指摘されるところであり¹⁹²、それに

よって武力行使禁止原則が担保される以上、より一層第二の根拠の説得力を認めることはできない。そして国連憲章自体にも第7章に定められるような安全保障制度が設けられているのであり、第二点を復讐制度の根拠として特に主張する意義は、今日においてはほとんど見いだすことはできない¹⁹³。

このように現代国際法の下では、従来復讐制度を成り立たせていた法的状況と法的基礎、換言すれば復讐制度の法的基盤は、大きく動揺し、そのまま維持することはできなくなったといつてよいであろう。

その法的基盤が揺らいでいる今日においてもなお、復讐同様の行為が現代の国際社会においてその妥当性を認められるとすれば、その妥当根拠は平和的解決手続の不十分さでしかない。ただし、先に確認したように、紛争の平和的解決義務は様々な手段を用いて紛争を解決するように当事国に対して義務を課し、そしてそれは紛争が解決されるまで継続して要求されるものである。それは平和的解決手続が一応の実効性を有していることを前提としており、そのように諸国家が認識していることの表明でもある。それゆえ、平和的解決手続によっては権利を回復することが全くできないというような、かつて理解されたような意味で平和的解決手続の不十分さを理解することは、今日においては妥当ではない。紛争の平和的解決手続の意義を消極的に理解する論者は、一般に、それによって紛争が解決されるまでに多くの時間を必要とすることを根拠とする¹⁹⁴。従って、今日平和的解決手続が不十分であるという場合には、それによって最終的に紛争が解決されるまでに多くの時間が必要とされ、その間に生じる事態に対してなんらの対処もなされないことがあり得る、ということの意味していると理解される。今日、通常は違法であるかもしれないにも関わらず、一定の強制的な措置が認められるとすれば、その妥当性はこうした事態において認められる必要性に求められなければならないであろう。

相手国の一定の行為に抗議する中で、通常であ

れば違法である行為が実際にとられている現実と、復讐制度を成り立たせていた法的な状況の変化を整合的に理解するためには、当該措置の法的性格とその基盤が復讐制度とは異なっていると考えるべきではない。この法的性質については別個の検討を必要とする問題である。しかし、当該措置の妥当根拠、法的基盤が先に示したような必要性にあると考えることができるならば、それらは仮保全措置的な性質を持つものと言うこともできよう。従来、違法行為の存在にではなく、紛争解決手続がとられている間の、紛争の激化の抑制と問題とされる権利・利益の保護を制度の基盤としてきたものを我々は仮保全的措置と呼んできた¹⁹⁵。今日それが裁判制度との関連で論じられることが多いとはいえ、そのような機能を持つ制度が必ずしもそれと不可分であるわけではないということはずでに見た通りである。

そして、現代国際法の下で認められる強制的な措置を仮保全措置的なものと理解する見解は、学説の上でも、国際法委員会の審議における委員の意見においてもみられるようになってきているのである¹⁹⁶。

学説に関しては、Crawfordのように対抗措置は被害国の利益および権利を保護するための仮措置 (interim measures) に相当する (equivalent to) のものと見なされなければならないと述べているものもある¹⁹⁷。また、Dominicéは、違法行為が継続中、すなわち緊急性が存在する場合にとられる復讐は、その性質上暫定的な (privoire) ものであるとし、後に措置をとった国家の判断が誤りであったとされた場合でも暫定的復讐は事後的に違法であると宣言されなければならないようなものであるとは思われないとまで述べている¹⁹⁸。

現代国際法の下での復讐の性質の変化という問題を措くとすれば、本稿の理解と同趣旨の結論にいたる学説は少なからず見られる。紛争の平和的解決義務が復讐行使の前提条件となることを認める¹⁹⁹、あるいは前提条件ではないとしても紛争の平和的解決義務によって復讐の行使に制限が課せられるとする見解は少なからずあり、そしてそれ

らの見解は復讐を紛争の平和的解決を模索する際に、否定し得ない必要性から例外的に許容されるものととらえているのである²⁰⁰。

そして国際法委員会の作業もまた、本稿およびこれらの学説と同様の方向性に向かって進んでいるように思われる。ここで紛争の平和的解決と対抗措置の関係に関する国際法委員会の審議を詳細に検討することはできないが、紛争の平和的解決と対抗措置の関係に関して、国際法委員会においては大きくは、紛争の平和的解決義務の事前の完了を求めるRiphagen, Arangio-Ruiz両報告者の立場と、平和的解決手続きがとられている限りで対抗措置を執る権利が停止するというBowettの立場に分かれた²⁰¹。異例なほどに混乱した議論の末に1996年の第48会期で最終的に採択された暫定草案第48条1項では、対抗措置を発動する前に、被害国は、54条に規定された交渉義務を履行するものとする。この義務は、被害国がその権利を保全するために必要でありかつその他本章の要件を満たすような暫定的な保護措置の発動を妨げるものではない。と規定された²⁰²。つまり、紛争の平和的解決原則・義務が課されていることを認めながらも復讐同様な措置が認められるとすれば、どのような規定が提案されるべきかを模索してきた国際法委員会が最終的に妥協点として行き着いたのが仮保全措置であったのである²⁰³。

また本稿で示したような理解は、現実が生じている現象を従来の復讐理論よりもより適切に説明しうるものであるとも思われる。たとえば、先般国際司法裁判所はGabcikovo-Nagymaros計画事件判決において、スロベキア側の代替ダムの建設を対抗措置として扱ったが、実際には当該措置はチェコ側に対する違法行為責任の追及、あるいは違法行為の中断を求めてとられたものというよりも、回復不能な損害の発生を一時的に回避するために暫定的な措置としてとられたものであった²⁰⁴。このような措置について違法性阻却事由の問題との関係で復讐に当たるか否かを論じることは確かに可能ではあるが、実際の措置の性格をみるとこのような行為に、本稿が2.1で明らかにし

たような復讐制度に基づく措置との性格づけをすることには違和感を覚えざるを得ないのである²⁰⁵。

5 結 語

紛争の平和的解決原則・義務の発展と確立の意義を正当に評価するのであれば、伝統的に認められてきた復讐制度を我々はそのまま認めることはできない。当該原則・義務の確立によって復讐制度はその法的基盤を、それゆえその法的性質を変化させたと思わなければならない。すなわち、通常であれば違法と評価されるかもしれない措置は、紛争の平和的解決を求める過程において否定し得ない必要性が認められ、それによって紛争の解決自体が促進される、あるいはその試みが無意味になることを防ぐ限りにおいて認められると考えられなければならない。機能的類似性からこのような措置を仮保全措置あるいは暫定措置と呼ぶとしても、それは従来裁判制度との関係で論じられてきた仮保全措置とは異なるものである。このように考えるならば、現在復讐ではなく対抗措置という語が用いられていることには、単なる用語上の変化以上の意味が込められていると思われるのである²⁰⁶。対抗措置が本稿で明らかにしたような新たな基盤の上に立脚するものであるとすれば、それをふまえた上でこれまでに現代国際法の下で復讐の例とされてきた事例を再検討し、この概念の有効性、妥当性を検証することによって本概念自体の内容を精錬し、そのうえで制度内容を再検討することが今後の課題である。

注

1 *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America)*, Merits, Judgment, I.C.J. Reports 1986, p. 145.

2 Cf. 高野雄一『全訂新版 国際法概論 下』(1986年) 153-4頁. P. Malanczuk, *Akehurst's Modern Introduction to International Law*, 7th revised

ed. (1997), p. 273.

紛争の平和的解決原則・義務の対象となる「国際紛争」はなにも国際法上の違法・合法を争うものに限られるわけではない。国際法との関わりという視点に限っても、新たな条約の締結をめぐる紛争などもその対象となる。しかし、本稿で「紛争」という場合、国際法上の違法・合法が問題となっている紛争を念頭に置いている。そのゆえ本稿で明らかにされる紛争の平和的解決原則・義務の意義は原則としては部分的なものにとどまらざるを得ない。

- 3 Cf. C. Dominicé, "Observation sur les droits de l'Etat victime d'un fait internationalment illicite," *Droit international* 2 (1982). 松井芳郎「国際法における「対抗措置」の概念」『名古屋大学法政論集』154号 (1994年)。
- 4 K. Strupp, *Das Völkerrechtliche Delikt* (1920), pp. 179-208.
- 5 *Yearbook of the International Law Commission*, 1988, vol. 2, part 1, pp. 8-10, paras. 14-19. (以後 *Ybk ILC*。)ただし、Arangio-Ruizは対抗措置を国際法の履行をはかる唯一の手段と見ていたわけではなく、また、適切な手段と考えていたわけでもない。この点については次を参照。G. Arangio-Ruiz, "Countermeasures and Amicable Dispute Settlement Means in the Implementation of State Responsibility: A Crucial Issue before the International Law Commission," *European Journal of International Law*, vol. 5 (1994), pp. 22-23.
- 6 「復仇措置は、たとえ明白に不均衡ではないとしても、まさにその目的から少なくとも「他当事国の…英知に対する賭け」であり、究極的には一次的関係の「執行」に向けられた一方的行為なのである。このように見てみれば、義務の履行を確保する他の手段の存在と利用可能性が、明らかに関係するのである。」(*Ybk ILC*, 1985, vol. 2, part 1, p. 11) というRiphagenの言葉は、国際法委員会の作業が国家責任法の問題を越えていることを暗に示している。
- 7 国連総会が1996年の決議51/160で要請していた国際法委員会の草案に対する諸国家のコメントの

中で、フランス、イギリス、メキシコなどが対抗措置については責任法とは別個に検討を必要とするとし、違法性阻却事由に関する30条をのぞいては国家責任に関する条文草案で扱うべきではないとしている。State Responsibility: Comments and Observations received from Governments, A/CN. 4/488.

- 8 E. Vattel, *Le droit des gens ou principes de la loi naturelle appliqués à la conduite et aux affaires des Nations et des Souverains* (1758), *The Classics of International Law*, edited by J.B. Scott (1916), Livre 2, Ch. 18, §323. R. Phillimore, *Commentaries upon International Law*, vol. III, 3rd ed. (1885), p. 2.
- 9 L. Oppenheim, *International Law. A Treatise*, vol. 2. War and Neutrality (1906), p. 5.
- 10 *Ibid.*
- 11 J. Westlake, *International Law*, Part 2 War (1907), pp. 7-8.
- 12 L. Kamarowsky, *Le tribunal international* (1887), p. 23. T.E. Holland, *Letters to "The Times" upon War and Neutrality*, 3rd ed. (1921), p. 19.
- 13 Oppenheim, *op. cit.*, *supra* note 9, §33.
- 14 Cf. G.F de Martens, *Précis du droit des Gens moderne de l'Europe*, nouvelle éd. (1858), pp. 193-194.
- 15 平時・戦時二元論が採られていた当時においては、本質的に復仇が戦争と同質のものであることが認められつつも、なおも復仇と戦争は形式的に区別された。Cf. A.E. Hindmarsh, *Force in Peace. Force Short of War in Interantional Relations* (1933), p. 123. A.D. McNair, "The Legal Meaning of War, and the Relation of War to Reprisals," *Transactions of the Grotius Society*, vol. 11 (1926).
- 16 Cf. H. Bonfils, *Manuel de droit international public*, 6^e éd. par P. Fauchille (1912), pp. 651-653. H. Wheaton, *Elements of International Law*, 8th ed. by R.H. Danna (1866), pp.

- 368-369.
- 17 Cf. Oppenheim, *op. cit.*, *supra* note 9, §§32, 34. Holland, T.E., *Lectures on International Law*, edited by T.A. Walker & W.L. Walker (1933), p. 232.
- 18 Hallは、「復讐の正当化事由 (justification) は、それらが戦争というより危機的な選択肢を避ける手段であることにあるために、完全な戦争に至らないあらゆるものに十分な理由があるということが認められなければならない」と述べている。W.E. Hall, *A Treatise on International Law*, 6th ed. edited by J.B. Atlay (1909), p. 363.
- 19 A.E. Hindmarsh, "Self-help in Time of Peace," *American Journal of International Law*, vol. 14 (1920). E.D. Dickinson, *The Equality of States in International Law* (1920), pp. 115-131.
- 20 R. Roxburgh, "The Sanction of International Law," *American Journal of International Law*, vol. 4 (1920).
- 21 H. Taylor, *A Treatise on International Public Law* (1901), p. 446.
- 22 J.B. Scott, *The Hague Peace Conferences of 1899 and 1907*, vol. 1 (1909), pp. 1, 54-87.
- 23 *The Reports to the Hague Conferences of 1899 and 1907*, edited by J.B. Scott (1917), p. 44. F.W. Holls, *The Peace Conference at the Hague* (1900), p. 175.
- 24 報告者Descampsによる説明。*The Proceedings of the Hague Peace Conferences, The Conference of 1899*, edited by J.B. Scott (1920), p. 589.
- 25 本条は拘束的な義務を規定したのではなく、条約の前文に当たるものとして採択された。*Ibid.*, pp. 589, 647.
- 26 なお、本条約は常設仲裁裁判所に関する規定を設けている。また、第二回ハーグ平和会議では、英国代表の提出した案を基に、義務的仲裁裁判が審議された。しかし多くの代表の受け入れるところとはならず、宣言がなされるにとどまった。審議過程と宣言については次を参照。*The Reports to the Hague Conferences of 1899 and 1907*, edited by J.B. Scott, 1917, pp. 368-454. 田岡良一『国際法 III(新版)』(1973) 16-19頁。
- 27 Scott, *op. cit.*, *supra* note 23, p. 49. W.I. Hull, *The Two Haue Conferences and Their Contributions to International Law* (1908), pp. 273-274. 田岡・前掲書(注26) 23頁。
- 28 Scott, *op. cit.*, *supra* note 23, p. 50.
- 29 田岡・前掲書(注26) 25頁。
- 30 *Survey of Intrnational Arbitrations 1794-1989*, edited by A.M. Stuyt, 3rd updated ed., 1990, p. vii.
- 31 Cf. W.H. Taft, "The Proposal for a League to Enforce Peace—Affirmative," *International Conciliation*, no. 106 (1916), p. 9.
- 32 Cf. *Collected Papers of John Westlake on International Law*, edited by L. Oppenheim (1914), pp. 590-606. Hindmarsh, *op. cit.*, *supra* note 15, pp. 94-5.
- 33 *The Proceedings of the Hague Peace Conferences The Conference of 1907*, vol. 2, edited by J.B. Scott (1921), p. 555. 合衆国案及び修正案そして草案については, *Ibid.*, pp. 906, 913, 1005-6.
- 34 *Ibid.*, pp. 137-9.
- 35 *Ibid.*, pp. 556-8.
- 36 *Ibid.*, p. 557.
- 37 *Ibid.*, pp. 559.
- 38 Scott, *op. cit.*, *supra* note 22, pp. 417-8.
- 39 *The Proceedings of the Hague Peace Conferences, The Conference of 1907*, vol. 1, edited by J.B. Scott (1920), pp. 551-2.
- 40 Scott, *op. cit.*, *supra* note 33, 1920, pp. 556.
- 41 邦語訳で「兵力」とあるのは“armed force”の訳語であり、最初の合衆国案では“any coercive measure involving the employment of military or naval forces”とあったのが、諸学者による“coercive measure”は曖昧であるという批判を受けて修正されたものである。*Ibid.*, p. 557.
- 42 Scott, *op. cit.*, *supra* note 22, pp. 386-8.
- 43 J.F. Williams, "Le droit international et les obligations financière internationales qui nais-

- sent d'un contrat," *Recueil des cours*, tome 1 (1923), pp. 336-7. J.F. Williams, *Chapters on Current International Law and the League of Nations* (1929), pp. 314-6.
- 44 D.H. Miller, *The Drafting of the Covenant*, vol. 1 (1928), pp. 4, 9, 37, 40.
- 45 この文言の意味については、もともとは「通常の外交的手段によっては解決されなかった紛争」とされ、15条の文言にあわせるために現在のように変更されたという経緯をふまえて、一般に広く解されていた。Hoijerによれば、単に戦争やその危険のある紛争だけではなく、外交交渉が行き詰まり、それが両国間の良好な関係を害するほどに長引いた場合を含むとされる。O. Hoijer, *Le Pacte de la Société des Nations* (1926), p. 214.
- 46 Z. Gralinski, *Le règlement pacifique obligatoire des différends internationaux suivant le Pacte de la Société des Nations* (1925), pp. 73-4.
- 47 C. de Visscher, "La procédure de conciliation devant la S.d.N.," *Revue de droit international et de législation comparée*, 3^e série, tome 4 (1923), p. 28. Gralinski, *op. cit.*, *supra* note 46, pp. 83-4.
- 48 F. Pollock, *The League of Nations* (1920), p. 212. 立作太郎『国際連盟規約論』(1942年) 192頁。選択条項制度は常設国際司法裁判所規定の作成段階で、一般的強制管轄権の導入を試みる見解と本条に基づきそれに反対する見解との妥協案として成立したものである。Cf. 杉原高嶺『国際司法裁判制度』(1996年) 139-44頁。
- 49 C. de Visscher, "L'interprétation du pact au lendemain du différend italo-grec," *Revue de droit international et de législation comparée*, 3^e série, tome 5 (1924), p. 214.
- 50 K. Strupp, "L'incident de Janina entre la Grèce et l'Italie," *Revue générale de droit international public*, 2^e série, tome 6 (1924), p. 277.
- 51 PCIJ, *Series B*, No. 4, p. 24. de Visscher, *op. cit.*, *supra* note 49, pp. 224-30.
- 52 PCIJ, *Series B*, No. 12, pp. 27-8. de Visscher, *op. cit.*, *supra* note 49, pp. 227-8.
- 53 PCIJ, *Series B*, No. 4, p. 8.
- 54 Pollock, *op. cit.*, *supra* note 48, pp. 142-5.
- 55 T.P. Conwell-Evans, *The League Council in Action* (1929), pp. 243-53.
- 56 立・前掲書(注48) 225頁。
- 57 本事件の概要については、次を参照。F.P. Walters, *A History of the League of Nations* (1960), pp. 244-55.
- 58 当時未確定であったアルバニア、ユーゴスラビア、ギリシャの境界の画定について、イギリス、フランス、イタリア、日本の四カ国によってそれぞれの利益を確保するために設けられた。本会議は自己の任命した委員に対する侵害を会議自体に対する侵害とし、被害者の遺族に対する正当な補償と犯人の処罰をギリシャ政府に要請した。Struppは、責任の(被)請求主体となりうるのは国家のみであるとして、大使会議が当初主張した請求権には法的根拠がないとする。Strupp, *op. cit.*, *supra* note 50, pp. 278-9.
- 59 *League of Nations Official Journal*, 4th Year, No. 11, November 1923, p. 1413. (以後LNOJ。)
- 60 *Ibid.*, pp. 1413-4.
- 61 *Monthly Summary of League of Nations*, vol. 3, No. 9 (1923), p. 215. (以後MSLN。)
- 62 *MSLN*, vol. 4, No. 1 (1924), p. 53.
- 63 *Ibid.*, p. 54. Guaniの見解については、次を参照。A. Guani, "Les mesures de coercion entre membres de la Société des Nations," *Revue générale de droit international public*, 2^e série, tome 6 (1924), pp. 289-90. 彼も同様に武力復讐は規約上認められないとする。
- 64 復讐について武力を用いるものと用いないものとを区別し、武力復讐については連盟規約と両立しないとする。代表的論者として、Guani, *op. cit.*, *supra* note 63, pp. 285-90. de Visscher, *op. cit.*, *supra* note 49, pp. 377-88. N. Politis, "Les représailles entre états membres de la Société des Nations," *Revue générale de droit international public*, 2^e série, tome 6 (1924), pp. 1-16. 立作太

- 郎「伊太利のゴルフ占領と国際連盟との関係に関する法理」『外交時報』459号(1923)20-3頁。
- 65 武力復仇を含め、復仇は連盟規約に反さないとする。代表的論者としてStrupp, *op. cit.*, *supra* note 50, pp. 255-284.田岡良一「立法学博士に質す 連盟規約第12条と平時復仇に就て」『外交時報』461号(1923)60-6頁。
- 66 Strupp, *op. cit.*, *supra* note 50, p. 284.田岡・前掲論文(注65)64頁。
- 67 Politis, *op. cit.*, *supra* note 64, pp. 9-10.
- 68 de Visscher, *op. cit.*, *supra* note 49, p. 380.
- 69 *Ibid.*, p. 383. Hoijer, *op. cit.*, *supra* note 45, pp. 217-8.立・前掲書(注48)183-190頁。このような議論の前提として、連盟規約上、国交断絶に至らせるような行為を行うことを禁ずる義務があるとされる。Cf. Gralinski, *op. cit.*, *supra* note 46, pp. 74-5.このような義務の存在に反対するものとして、田岡・前掲論文(注65)61-2頁。この点に関しBarandonは、紛争の平和的解決手続の進行中、当事国は当該手続を無にするようないかなる行為もしないことを義務づけられているとし、このような義務は明示的に規定されていると否とに関わらず平和的解決手続を定めたほとんどすべての条約に存在しているとする。P. Barandon, *Le system juridique de la Soci t  des Nations pour la pr vention de la guerre* (1933), pp. 124-5.
- 70 de Visscher, *op. cit.*, *supra* note 49, p. 378.
- 71 *Ibid.*, pp. 381-2.
- 72 Politis, *op. cit.*, *supra* note 64, p. 11.
- 73 例えばPolitisは「抵当をとるということは、連盟の下においては、無益であると同時に違法でもある。…それは違法である。なぜならそれが、規約12条に基づき、断絶に至る虞のある全ての紛争を、予定された平和的手段に任せるという義務を前にしては理解されない強制という観念に基礎づけられているからである」と述べている。*Ibid.*, p. 14.
- 74 Guani, *op. cit.*, *supra* note 63, p. 286.
- 75 *Ibid.*, pp. 288-90
- 76 de Visscher, *op. cit.*, *supra* note 49, pp. 385-6. Hoijer, *op. cit.*, *supra* note 45, p. 218.
- H. Wehberg, "Le Protocole de Geneve", *Recueil des Cours*, tome 7 (1925), p. 39.
- 77 de Visscherによる復仇の特徴についての次の指摘の前段は、復仇と友好的解決手続の本質的な相違を指摘するものといえる。de Visscher, *op. cit.*, *supra* note 49, p. 378.
- 「全ての強制的手続には二つの共通する特徴があることを認めることができる。まず一つはそれが紛争の一方当事国にとっては、友好的手続という二国間の活動を、一方的な圧力という手段によって代わらせるという性質を有することであり、次いで、強制的手続に訴える国家が、厳密な意味での戦争を開始しないと考えていることである。」
- 78 Briggsは、Janina-Corfu事件以降の連盟の実行はde Visscherの議論を支持するものであるとする。H.W. Briggs, *The Law of Nations*, second ed. (1952), p. 963.
- 79 F. Kalshoven, *Belligerent Reprisals* (1971), p. 4.
- 80 *Entw rfe zu den Gesetzen  ber die Haager Konferenz und die Sonder- und Liquidationsabkommen* (1930), pp. 66-69.
- 81 条約本文及びコメンタリーとして付せられた報告書については次を参照。*MSLN Suppl.*, October 1924. *International Conciliation*, November (1924), pp. 531-589.
- 82 この間の経緯については次を参照。J.W. Garner, "The Geneva Protocol for the Pacific Settlement of International Disputes," *American Journal of International Law*, vol. 19 (1925), pp. 123-33. P.J.N. Baker, *The Geneva Protocol for the Pacific Settlement of International Disputes* (1925), pp. 7-24.
- 83 General Report Submitted to the Fifth Assembly on behalf of the First and Third Committees, *MSLN Suppl.*, October 1924, p. 11.
- 84 *Ibid.*, pp. 11, 15, 33. A. Sottile, "Le system de l'arbitrage, de la s curite et de la r duction des armements dans le protocole adopt  le 2 octobre 1924 par la cinqui me assembl e de la

- Société des Nations,” *Revue de droit international de sciences diplomatiques, politiques et sociales*, 2^e année (1924), p. 240.特に第一委員会での草案の Politis による説明。LNOJ *Special Suppl.*, No. 24, p. 30.
- 85 R. Erich, “Le Protocol de Genève,” *Revue de droit international et de législation comparée*, 3^e série, tome 5 (1924), p. 517.
- 86 *Ibid.*, p. 518.この点で、1924年議定書は連盟規約の採択時よりも高い裁判志向性を示している。Cf. Hoijer, *op. cit.*, *supra* note 45, pp. 26-7.また、Millerは、この点に本議定書と連盟規約との間での、紛争の平和的解決に対する考え方の重要な変化が見られるとする。D.H. Miller, *The Geneva Protocol* (1925), p. 25.
- 87 本議定書第4条2項cによれば、仲裁委員会は理事会を介して常設国際司法裁判所に勧告的意見を求めることができるが、この意見に明示的に拘束力を認めるか否かについて、議論が交わされた。この議論は仲裁裁判にどのような意義が認められていたかを示している点で非常に興味深い。修正案は結局すべて否決されたが（なお、法的問題については勧告的意見は仲裁委員会を拘束するとの修正案は、16対15の最小多数で否決された）、この審議を通して、勧告的意見は当然尊重されるべきであるが、仲裁は紛争に関する法的、政治的、その他の様々な考慮をふまえて下されるものであることが確認された。LNOJ *Special Suppl.*, No. 24, pp. 39-45.なお、国内問題の抗弁が提起された場合には、その是非については常設国際司法裁判所の意見を求めることとされ、この場合には裁判所の意見は拘束的であることが明示されている（第5条）。
- 88 *MSLN Suppl.*, October 1924, p. 17.
- 89 Baker, *op. cit.*, *supra* note 82, p. 43.
- 90 *MSLN Suppl.*, October 1924, p. 12.
- 91 本議定書は、戦争を禁ずるだけでなく国際犯罪とし、規約及び議定書上の義務に反して戦争に訴えた国を「侵略国」と推定した（前文及び10条）。Cf. Wehberg, *op. cit.*, *supra* note 76, pp. 98-103.
- 92 *LNOJ Special Suppl.*, No. 24, p. 35.
- 93 *Ibid.*, pp. 49-50.
- 94 ブラジル代表Fernandesは「武力の行使」とすることによって侵略国の認定に関する規定全体を修整しなければならず、その際に復讐を行う権利が問題となることは確実であると述べた。しかし委員会はそのような重大な問題を審議するだけの時間的余裕はないとした。*Ibid.*, p. 36.
- 95 *Ibid.*, p. 50.
- 96 *Ibid.*, pp. 50-2.
- 97 *MSLN Suppl.*, October 1924, p. 21.
- 98 Cf. Erich, *op. cit.*, *supra* note 85, p. 517.
- 99 Baker, *op. cit.*, *supra* note 82, p. 94.
- 100 D.H. Miller, *The Peace Pact of Paris* (1928), pp. 156, 165.
- 101 *Ibid.*, pp. 123-6. Wrightは、第1条は第2条になんら付け加えるところがないように思われる、と述べている。Q. Wright, “The Meaning of the Pact of Paris,” *American Journal of International Law*, vol. 27 (1933), pp. 50-1.
- 102 Miller, *op. cit.*, *supra* note 100, pp. 124-125.
- 103 I. Brownlie, *International Law and the Use of Force by States* (1963), p. 90.
- 104 Wright, *op. cit.*, *supra* note 101, p. 53.
- 105 H. Lauterpacht, “The Pact of Paris and the Budapest Articles of Interpretation,” *Transactions of the Grotius Society*, vol. 20 (1935), p. 183.
- 106 J.L. Brierly, “International Law and Resort to Armed Force,” *Cambridge Law Journal*, vol. 4 (1932), p. 314.
- 107 J.L. Brierly, *The Law of Nations*, 4th ed. (1949), pp. 300-1. H. Mo, “The Sanctions of International Law,” *Transactions of the Grotius Society*, vol. 35 (1950), p. 8.
- 108 Cf. D.P. Myers, “The Modern System of Pacific Settlement of International Disputes,” *Political Science Quarterly*, vol. 46 (1931), pp. 572-6.
- 109 以下の諸論考もそうした動揺を示すものと言える。Cf. Q. Wright, “When does War Exist?,”

- American Journal of International Law*, vol. 26 (1932), pp. 362-8. E.M. Borchard, ““War” and “Peace””, *American Journal of International Law*, vol. 27 (1933), pp. 114-7. A.D. McNair, “Collective Security,” *British Year Book of International Law*, vol. 10 (1936), pp. 152-4.
- 110 Borchard, *op. cit.*, *supra* note 109, pp. 115-6.
- 111 田岡・前掲書 (注26) 132-145頁。
- 112 「社会の手による紛争解決制度」は、①当該手段によって紛争を解決することが社会構成員の義務であること、②当該手段によって下された紛争解決機関の判断を義務として受け入れなければならないこと、③当該判断を受け入れないものに対しては社会の手による強制が加えられること、の要素を備えたものであるとされる。
- 113 田岡・前掲書 (注26) 144頁。
- 114 Walters, *op. cit.*, *supra* note 57, p. 377.
- 115 *LNOJ Special Suppl.*, No. 65, p. 101. 本一般議定書の成立過程については次を参照。E. Borel, “L’Acte Général de Genève,” *Recueil des cours*, tome 27 (1929), pp. 516-28.
- 116 第1条は「この一般議定書に加入する二または数締約国間の全ての紛争であつて、外交手続により処理し得なかつたものは、…この章に規定する条件で調停手続に付される」とし、調停委員会は当事国に協定条件を示すものとされる(15条)。他方で17条は「全ての紛争でこれに関し当事国が互いに権利を争うものは、…裁判のために国際司法裁判所に付託される」とする。調停に付されたにも関わらず、調停委員会の示した条件に基づいて当事国が協定しなかつた場合には、21条に基づいて仲裁裁判に付されることが定められている。Cf. Borel, *op. cit.*, *supra* note 115, pp. 532-3. 従つて本議定書上の仲裁は政治的紛争をもその対象とする。この場合の仲裁の意義については次を参照。G. Gonsiorowski, “Political Arbitration under the General Act for the Pacific Settlement of International Disputes,” *American Journal of International Law*, vol. 27 (1933), pp. 469-90. 杉原はこの点で本議定書は仲裁裁判と司法裁判の機能分化を図つたものとする。杉原・前掲書, (注48) 19頁。加入の様式と異なつた加入の方式をとつた国家間での適用のされ方については、田岡・前掲書, (注26) 70-2頁を参照。
- 117 M. Habicht, *Post-War Treaties for the Pacific Settlement of International Disputes* (1931), p. 1027. ただしこの定式が諸国家の実行によって従われるようになったのは、一連のロカルノ条約によつて同様の定式が用いられたことが大きい。実際、一般議定書の調停に関する部分の草案はロカルノ条約を模範として作られた。*LNOJ Special Suppl.*, No. 65, p. 102.
- 118 例えば、1948年の「平和的解決に関するアメリカ条約」第22条、1957年の「紛争の平和的解決に関するヨーロッパ条約」第15条や、1960年の「調停、司法的解決及び仲裁のためのスイス模範条約」第13条、1964年の「仲介、調停及び仲裁委員会に関する議定書」第24条など。これらの条文については次の文献を参照。*Dispute Settlement in Public International Law, Texts and Materials*, Compiled by K. O. Frahm & N. Wuhler (1984).
- 119 Habicht, *op. cit.*, *supra* note 117, p. 1027. この点、Efremoffは諸条約の前文に「戦争を回避することを望み」、という主旨の文言が一般に見られることをふまえて、仲裁委員会の役割は、「紛争当事国間の紛争を友好的な解決にいたらしめ、そのようにして戦争を予防、回避すること」であるとする。J. Efremoff, *Les traites internationaux de conciliation* (1932), pp. 94-5.
- 120 Gallus, “L’Acte général d’arbitrage,” *Revue de droit international et de législation comparée*, 3^e série, tome 11 (1930), pp. 443-5.
- 121 *Ibid.*, p. 444.
- 122 Cf. *Handbook on the Peaceful Settlement of Disputes Between States*, GAOR 46th session Supplement No. 33 (A/46/33), Annex, p. 69. P. Pazartzis, *Les engagements internationaux en matière de règlement pacifique des différends entre Etats* (1992), pp. 146-9.
- 123 これらの諸条約については次の文献を参照。

- Treaties for the Advancement of Peace between the United States and Other Powers Negotiated by the Honorable William J. Bryan*; with an introduction by James Brown Scott, Secretary of State of the United States (1920).
- 124 *American Journal of International Law*, vol. 2 (1908), pp. 929-36.
- 125 *Op. cit.*, *supra* note 123, p. xxviii.
- 126 Cf. G.A. Finch, "The Bryan Peace Treaties," *American Journal of International Law*, vol. 10 (1916), pp. 882-90.
- 127 C.C. Hyde, "The Place of Commissions of Inquiry and Conciliation Treaties in the Peaceful Settlement of International Disputes," *British Year Book of International Law*, vol. 10 (1929), p. 98.
- 128 *Op. cit.*, *supra* note 123, pp. xxix-xxx.
- 129 Habicht, *op. cit.*, *supra* note 117, p. 1001.
- 130 P. Guggenheim, *Les Mesures provisoires de procédure internationale et leur influence sur le développement du droit des gens* (1931), pp. 11-3.
- 131 *Ibid.*, pp. 13-5.
- 132 *Ibid.*, p. 16. Gallusは、1928年国際紛争平和的処理一般議定書第33条は、ロカルノ条約第19条をおおよそ複製したものであると指摘している。Gallus, *op. cit.*, *supra* note 120, p. 888.
- 133 Cf. Habicht, *op. cit.*, *supra* note 117, pp. 1019-20. E. Dumbauld, *Interim Measures of Protection in International Controversies* (1932), pp. 186-7.
- 134 Habicht, *op. cit.*, *supra* note 117, p. 79.
- 135 PCIJ, *Series A/B*, Fascicule No. 79, *Ordonnance du 5 Decembre 1939*, p. 9.
- 136 Cf. Guggenheim, *op. cit.*, *supra* note 130, pp. 196-7.
- 137 Dumbauld, *op. cit.*, *supra* note 133, pp. 182-4.
- 138 L.B. Sohn, "The Future of Dispute Settlement," in *The Structure and Process of International Law: Essays in Legal Philosophy, Doctrine and Theory*, edited by R. St. J. Macdonald & D.M. Johnston (1986), p. 1121. Cf. 田畑茂二郎『国際法 第2版』(岩波書店, 1966年) 339頁。L. C. Belgrade, "Peaceful Settlement of International Disputes—Current Initiative and Perspectives," in *Festschrift für Rudolf Bindschedler* (1980), p. 335.
- 139 この点に関して、裁判手続をどのように位置づけるかが問題となる。多くの条約はまず交渉などの非裁判手続による解決を試み、それによっても解決されなかった場合を裁判手続に付すとしていた。この点で、裁判手続はどうしても当事国間で合意を形成できなかった場合の代替手段とされていたと言える (cf. PCIJ, *Series A*, No. 22, p. 13)。この場合でも、当事国がその合意の内容を裁判所の判断に委任したものと解すことができ、その意味では裁判手続も当事国間の合意の形成のための手続と考えることができる。多くの条約が仲裁への付託を定めながらなお付託合意 (compromis) の作成を必要としていたのはこのような理解を支持するものと言える (cf. Habicht, *op. cit.*, *supra* note 117, pp. 977-84, 1041-46)。この点、de Waartは、裁判を「具体的場合における当事国相互の関係が、法的にどのように解釈されるかについての制度化された交渉」であるとする。P.J.I.N. de Waart, *The Element of Negotiation in the Pacific Settlement of Disputes between States* (1973), p. 24. Cf. J.G. Collier, "The International Court of Justice and the Peaceful Settlement of Disputes", in *Fifty Years of the International Court of Justice. Essays in honour of Sir Robert Jennings*, edited by V. Lowe and M. Fitzmaurice (1996), pp. 368-72.
- 140 *Annuaire de l'Institut de Droit International*, Session de Paris, Octobre 1934, pp. 23, 30.
- 141 Strupp. K., "Problem actuel du droit des représailles," in *Mélanges offerts à Ernest Mahain*, tome II, *Sciences juridiques* (1935), p. 341.
- 142 Cf. M.S. Sfériadès, "La question des représailles armées en temps de paix, en l'état actuel du droit des gens," *Revue de droit interna-*

- tional et de législation comparée*, 3^e série, tome 17 (1936), pp. 138-164. Janina-Corfu事件の際に武力復讐の合法性を認めていたStruppも後にその見解を改め、武力復讐の違法性を認めている。K. Strupp, "Les règles générales du droit de la paix," *Recueil des cours*, tome 47 (1937), p. 572. Brownlieもこの時期に武力行使禁止の慣習法化を認めている。Brownlie, *op. cit.*, *supra* note 103, pp. 107-111.
- 143 *Op. cit.*, *supra* note 140, pp. 667-668. 国際法学会が最終的に採択した決議では「武力復讐は戦争の行使と同様の条件で禁じられる」とされた。*Ibid.*, p. 709.
- 144 Cf. Y. de la Brière, "Evolution de la doctrine et de la pratique en matière de représailles," *Recueil des cours*, tome 22 (1928), pp. 248-250.
- 145 *Op. cit.*, *supra* note 140, pp. 35-38.
- 146 *Ibid.*, p. 15.
- 147 *Ibid.*, pp. 709-710.
- 148 Cf. C. de Visscher, "La responsabilité des Etats," in *Bibliotheca Visseriana Dissertationvm Ivs Internationale Illustrantium*, Tomvs Secvndvs (1924), p. 110. de la Brière, *op. cit.*, *supra* note 144, pp. 248-50. le Baron Descamps, "Le droit nouveau. L'influence de la condamnation de la guerre sur l'évolution juridique international," *Recueil des cours*, tome 31 (1930), p. 519. E.C. Stowell, *International Law. A Restatement of Principles in conformity with Actual Practice* (1931), pp. 425-62. Hindmarsh, *op. cit.*, *supra* note 15, p. 59. L. Reitzer, *La réparation comme consequence de l'acte illicite en droit international* (1938), p. 80.
- 149 L.-A. Sicilianos, *Les réactions décentralisées à l'illicite. des contre-mesures à la légitime défense* (1990), pp. 188-9.
- 150 例えば、平和的解決に関するアメリカ条約（ボゴタ条約）第1条、アフリカ統一機構憲章第3条4項、北大西洋条約1条、ワルシャワ条約第1条など。これらの条約は次の文献に収録されている。
- International Organization and Integration; Annotated Basic Documents and Descriptive Directory of International Organizations and Arrangements*, vol. II. B-II. J, Second, completely revised ed. (1983).
- 151 Resolution 2625 (XXV) of the United Nations General Assembly.
- 152 Resolution 43/51 of the United Nations General Assembly.
- 153 *Supra* note 1.
- 154 J. Charpentier, Article 2 Paragraphe 3, *La Charte des Nations Unies*, edited by J.-P. Cot & A. Pellet, 2^e édition (1991), p. 105. D.W. Bowett, "Contemporary Developments in Legal Techniques in the Settlement of Disputes," *Recueil des cours*, tome 180 (1983), p. 177. I. Diaconu, "Peaceful Settlement of Disputes between States: History and Prospects," in *The Structure and Process of International Law: Essays in Legal Philosophy, Doctrine and Theory*, edited by R. St. J. Macdonald & D.M. Johnston (1986), p. 1099. マニラ宣言の草案を審議した第6委員会（36会期）において、数カ国の代表が紛争の平和的解決原則は強行規範（*jus cogens*）であるとしたが、これは紛争の平和的解決原則が現在の国際社会において基本的重要性を有することを示したものと言える。UN Doc. A/C. 6/36/SR. 29, para. 4（ウルグアイ）。UN Doc. A/C. 6/36/SR. 32, para. 9（ギリシャ）。UN Doc. A/C. 6/36/SR. 33, para. 17（ジャマイカ）。さらに中国代表の発言も参照。UN Doc. A/C. 6/36/SR. 33, para. 36.
- 155 *International Disputes: the Legal Aspects, reports of a Study Group of the David Davies Memorial Institute of International Studies*, edited by H. Waldock (1972), pp. 8-9.
- 156 Cf. *Charter of the United Nations. Commentary and Documents*, 3rd and revised ed., L.M. Goodrich, E. Hambro & A.P. Simons (1969), pp. 41-43. R. Rosenstock, "The Declaration of

- Principles of International Law Concerning Friendly Relation: A Survey,” *American Journal of International Law*, vol. 65 (1971), p. 725. L. Henkin, R.C. Pugh, O. Schachter & H. Smit, *International Law. Cases and Materials*, 1980, p. 910.
- 157 Cf. Sohn, *op. cit.*, *supra* note 138, p. 154. 山本草二『国際法【新版】』(1994年) 677頁。
- 158 Charpentier, *op. cit.*, *supra* note 154, pp. 105-6.
- 159 Pazartzis, *op. cit.*, *supra* note 122, p. 22.
- 160 例えば田岡・前掲書(注26) 75-94頁, 特に93頁。R.B. Bilder, “An Overview of International Dispute Settlement,” *Emory Journal of International Dispute Resolution*, vol. 1 (1986), pp. 7-11. ただしBilderは, 憲章上の紛争の平和的解決義務が慣習法となっていることを認め, 慣習法上の平和的解決義務は義務の内容においても, 対象となる紛争の範囲についても憲章上の義務とは異なることを認める。 *Ibid.*, pp. 11-12.
- 161 本原則の対象となる紛争の範囲については次を参照。D.N. Hutchinson, “The Material Scope of the Obligation under the United Nations Charter to Take Action to Settle International Disputes,” *Australian Year Book of International Law*, vol. 14 (1992). Hutchinson自身は「全ての紛争」が対象となるという解釈に有利な推定が働くとしつつも, 確定的な結論を下していない。しかし彼がそこで示した憲章解釈上の根拠と, 我々が先に見てきた紛争の平和的解決義務の生成過程とその後の多数国間条約などによる本原則に関する規定を考慮すれば, 「全ての紛争」を対象とすると結論づけて良いと思われる。
- 162 Cf. T. Chebeleu, “The Peaceful Settlement of International Disputes,” *Revue roumaine d'études internationales*, vol. 16 (1982), p. 78.
- 163 C. Tomuschat, “Article 2 (3),” in *The Charter of the United Nations; A Commentary*, edited by B. Simma (1994), p. 101. 牧田幸人「国際紛争平和的処理システムの展開」『深津栄一先生還暦記念現代国際社会の法と政治』(1985年) 135頁。
- 164 M. Virally, “Le role des 《principes》 dans le développement du droit international,” *Le droit international en devenir* (1990), pp. 198, 208. P. Weil, “Le droit international en quête de son identité,” *Recueil des cours*, tome 237 (1992), pp. 149-151.
- 165 本委員会の設立の経緯については次の文献を参照。B. Broms, “The Special Committee on the Charter of the United Nations and the Strengthening of the Role of the Organization,” *German Yearbook of International Law*, vol. 20 (1977).
- 166 本宣言の採択までの経緯については, 次の文献を参照。C. Economidès, “La déclaration de Manille sur le règlement pacifique des différends internationaux,” *Annuaire français de droit international*, tome 28 (1982), pp. 613-6.
- 167 第6委員会での諸国家の代表の発言 UN Doc. A/C. 6/36/SR. 34, para. 80 (エジプト). UN Doc. A/C. 6/37/SR. 23, para 14 (ユーゴスラビア). マニラ宣言を採択した総会での諸国家の発言 UN Doc. A/37/PV. 68, para. 159 (ケニヤ). *Ibid.*, para. 167(東ドイツ). *Ibid.*, para. 177(ECを代表としたデンマーク). para. 208 (シエラ・レオネ). Economidès, *op. cit.*, *supra* note 166, p. 627. M. Sahovic, “La déclaration de Manille sur le règlement pacifique des différends internationaux,” in *Essays in International Law in Honour of Judge Manfred Lachs* (1984), p. 452.
- 168 B. Broms, “The Declaration on the Pacific Settlement of International Disputes (Manila),” in *Essays in International Law in Honour of Judge Manfred Lachs* (1984), p. 344.
- 169 Economidès, *op. cit.*, *supra* note 166, p. 619.
- 170 GAOR Supplement 35th Session No. 33 (A/35/33), p. 63.
- 171 *Ibid.*, p. 71.
- 172 *Ibid.*, p. 77.
- 173 *Ibid.*, pp. 74, 78.
- 174 マニラ宣言草案を採択した特別委員会での合衆

- 国代表の発言 UN Doc. A/AC. 182/SR. 64, para. 5.
- 175 Cf. C.F. Murphy, "The Obligation of States to Settle Disputes by Peaceful Means," *Virginia Journal of International Law*, vol. 14 (1973-1974), p. 72-73. 後に見るように、紛争の平和的解決義務は、平和的解決を継続して試みることを要求している。それゆえ、紛争解決の過程において、状況に応じて様々な手段を併用し、または段階的に使用することが有益となる。そしてどのように様々な紛争の平和的解決手段を利用すべきかは個々の状況に応じて異なり、故に紛争当事国に任せるのが現実的である。Cf. M. Lachs, "The Law and the Settlement of International Disputes," *Dispute Settlement Through the United Nations*, edited by K.V. Raman (1977), p. 287. この意味で、この紛争解決手段選択の自由は、紛争の平和的解決義務の継続的性質との関係で積極的な意味を持つ。従って、これを単に主権平等原則のコロラリーと見ることは妥当ではない。紛争解決手段選択の自由と紛争の平和的解決義務の継続性との関係を指摘するものとして、Diaconu, *op. cit.*, *supra* note 154, p. 1102. このように、手段選択の自由が持つ意義は紛争解決の試みの継続との関係で理解されなければならない、ということは、友好関係原則宣言の起草過程においても認識されていたといえる。Cf. M. Sahobic, *Principles of International Law Concerning Friendly Relations and Cooperation* (1972), pp. 153-154.
- 176 Cf. 36会期の第6委員会におけるギリシャ代表の発言。UN Doc. A/C. 6/36/SR 32, para. 9.
- 177 Cf. *ILR*, vol. 47 (1974), pp. 452-453. L. Marion, "La notion de "pactum de contrahendo" dans la jurisprudence internationale," *Revue général de droit international public*, tome 78 (1974).
- 178 Tomuschat, *op. cit.*, *supra* note 163, p. 101.
- 179 Cf. Roukounas, *Ybk ILC*, 1986, vol. 1, p. 80, para.13. 紛争の平和的解決義務は解決にいたらなかった場合であっても、それを違法とすることはないが、しかしそれはあくまでも紛争を解決することを求めるがゆえに、次に指摘するように、解決の試みの継続を当事国に求めている。この意味で、当該義務は実際には紛争解決という結果を達成することを求める結果の義務に近似する。Arangio-Ruizは紛争の平和的解決義務を結果の義務であると理解する。G. Arangio-Ruiz, *The United Nations Declaration on Friendly Relations and the System of the Sources of International Law* (1979), p. 110.
- 180 Tomuschat, *op. cit.*, *supra* note 163, p. 101. Charpentier, *op. cit.*, *supra* note 154, p. 106. 国際司法裁判所は平和条約の解釈に関する事件に対する勧告的意見において、ブルガリア、ハンガリー、ルーマニアの三国は平和条約に基づく紛争解決義務、すなわち仲裁委員会に自らの代表を任命する義務があるとし、その任命を拒否することによって委員会の設置を妨げることは条約上の義務違反であり、責任を生じさせる、とした。*Interpretation of Peace Treaties (second phase)*, *Advisory Opinion*, *I.C.J. Reports 1950*, p. 228.
- 181 Charpentier, *op. cit.*, *supra* note 154, pp. 106-107.
- 182 紛争解決手続としての交渉の主要性とその限界については、次の文献を参照。J.G. Merrills, *International Dispute Settlement*, 2nd ed. (1991), pp. 1-26. Bilder, *op. cit.*, *supra* note 160, pp. 20-21, note 36.
- 183 B. Simma, "Counter-measures and Dispute Settlement: A Plea for a Different Balance," *European Journal of International Law*, vol. 5 (1994), pp. 102-103.
- 184 Cf. G. Schwarzenberger, *A Manual of International Law*, 5th ed. (1967), pp. 185-186.
- 185 D. Alland, *Justice privée et ordre juridique international* (1994), pp. 393, 402-404.
- 186 Cf. The North Atlantic Coast Fisheries Case between Great Britain and The United States, in *The Hague Court Reports*, edited by J.B. Scott (1916), p. 167.

- 187 *Schweizerisches Jahrbuch für internationales Recht*, Band 33 (1977), p. 237.
- 188 Cf. de Waart, *op. cit.*, *supra* note 139, pp. 5-6. 復讐の議論について、国家は後にその判断が誤りであり、自らの行為が違法であるとされた場合には、それに基づく責任を負担するという危険の下に復讐行為を行うことが認められる、と主張されることがある。Cf. 長谷川正国「対抗措置の適用可能性をめぐる若干の問題 —米仏航空業務協定事件仲裁判決を手懸りとして—」『現代企業法の諸相 中村真澄教授・金澤理教授還暦記念論文集第一巻』(1990年)352-3頁。またSimmaもこれに類すると思われる。Simma, *op. cit.*, *supra* note 183, p. 102. これは、違法行為の証明責任を申立国に残したまま、相手国の行為の違法性を推定する見解であるといえよう。しかし推定はそれを覆しうる制度(それがなければ「推定」と「みなす」ことを区別することができない)を前提としてのみ認められるものと思われる。この点、国際社会はある行為の合法・違法性が確定されることを必ずしも予定していないのであり、そのような見解は認めることができない。また、自らの主張の正当性を積極的に証明すべきことや、自己の行為が違法であれば責任を負うということは当然であり、なんらそのような推定を働かせることを正当化するだけの危険を申立国が負担しているとはいえない。これらの理由から、このような見解を認めることはできない。またFitzmauriceは、以上とは異なった理由からではあるが、国際社会においてある行為の合法・違法性が推定されるという見解をとることはできないとする。G. Fitzmaurice, "The General Principles of International Law. Considered from the Standpoint of the Rule of Law," *Recueil des cours*, tome 92 (1957), pp. 48-59.
- 189 田岡良一『増補 国際法学大綱 下巻』(1937年)119頁。
- 190 復讐制度の問題性の一つが、問題とされる行為の違法性が不確定な状況においてそれを前提とした措置を認める点にあることは、近年改めて指摘されてきているところである。Dominicé, *op. cit.*, *supra* note 3, p. 41. Y. Matsui, "Countermeasures in the International Legal Order," *Japanese Annual of International Law*, No. 37 (1994), pp. 4-6.
- 191 田畑茂二郎『国際法新講 下』(1991年)65-67頁。
- 192 M. Virally, "Panorama du droit international contemporain," *Recueil des cours*, 1983, tome 183, p. 238. Pazartzis, *op. cit.*, *supra* note 122, pp. 6-7.
- 193 Cf. P.C. Jessup, *A Modern Law of Nations - An Introduction -* (1968), pp. 175-176.
- 194 Cf. *Ybk ILC*, 1992, vol. 1, p. 81, para. 42.
- 195 一般にこのような機能が仮保全措置について論じられてきた。Cf. V.S. Mani, *International Adjudication: Procedural Aspects* (1980), pp. 280-2. J.B. Elkind, *Interim Protection: A Functional Approach* (1981), pp. 25-30.
- 196 Rodrigues, *Ybk ILC*, 1992, vol. 1, p. 135, para. 7. Kabatsi, *ibid.*, p. 165, para. 61. Tomuschat, *ibid.*, p. 166, para. 3.
- 197 J. Crawford, "Counter-measures as Interim Measures", *European Journal of International Law*, vol. 5 (1994), p. 68.
- 198 強調はDominicé自身による。Dominicé, *op. cit.*, *supra* note 3, pp. 55-6.
- 199 E.g. A. Beirlaen, "Economic Coercion and Justifying Circumstances," *Revue belge de droit international*, vol. 18 (1984-1985), p. 61. A. de Guttry, "Some Recent Cases of Unilateral Countermeasures and the Problem of their Lawfulness in International Law," *Italian Yearbook of International Law*, vol. 7 (1986-1987), pp. 178-9. L. Condrelli, "Le règlement des différends en matière de responsabilité internationale des Etats: quelques remarques sur le débat à la C.D. I.," *European Journal of International Law*, vol. 5 (1994), pp. 111-114.
- 200 E.g. O.Y. Elagab, *The Legality of Non-forcible Counter-measures in International Law*

(1988), pp. 183-4. Sicilianos, *op. cit.*, *supra* note 149, pp. 202-213. L. B. de Chazournes, *Les contre-mesures dans les relations intentionales économiques*, 1992, pp. 176-82. 中谷和弘「国家の単独決定に基づく非軍事的制裁措置」『国際法外交雑誌』89巻3・4号(1990)19頁。

これらの見解およびそれらと本稿の立場には、その理由付けや「必要性」の理解において相違点もある。しかし紛争の平和的解決原則・義務によって復讐は、現代国際法の下では機能的に限定された形でしか認められなくなっている、という点においては一致していると言える。それに対して、まったく当該原則・義務の復讐制度に対する影響を否定する見解には以下のものがある。

E.g. L. F. Damrosch, "Retaliation or Arbitration—Or Both? The 1978 United State-France Aviation Dispute," *American Journal of International Law*, vol. 74 (1980), pp. 802-7. K. Zemanek, "The Unilateral Enforcement of International Obligations," *Zeitschrift für ausländisches Öffentliches Recht und Völkerrecht*, band 47 (1987), p. 37. D. Alland, *op. cit.*, *supra* note 185, pp. 404-27.

201 紛争の平和的解決と対抗措置の関係に関する国際法委員会の審議の概要については、次を参照。

Matsui, *op. cit.*, *supra* note 190, pp. 21-32.

202 Reports of Interantional Law Commission on the work of its forty-eighth session, General Assembly Official Records, Fifty-first Session, Supplement No. 10 (A/51/10), pp. 124, 153-164. 訳文は次に依った。植木俊哉他「「国家責任」に関する条文草案注釈(二)」『東北大学法学』62巻4号(1998)144頁。

203 「例外としての仮保全措置」という概念はすでに Riphagen の提示した条文案の中にみられた (*Ybk ILC*, 1984, vol. 2, part 1, p. 4)。Riphagen はもっぱら第三者機関によって指示されるものを念頭に置いており、また Arangio-Ruiz も当初彼が提示した条文案ではこの Riphagen の立場を踏襲していた (*Ybk ILC*, 1992, vol. 2, part 1, p. 22)。し

かし一般国際法上、および個別の条約上の紛争の平和的解決義務の重要性を一貫して主張した彼が委員会内での妥協点を探る内に、例外としての仮保全措置とは一定の場合に対抗措置に認められる性質を意味するものであることを強く主張するようになった。Cf. Arangio-Ruiz, G., Eighth Report on State Responsibility, Addendum, A/CN. 4/476/Add. 1, pp. 9-11. 彼の提示した条文案の規定ぶりにもそれは現れている。Sixth Report on State Responsibility, Addendum, A/CN. 4/461/Add. 2; A/CN. 4/461/Add. 3. 暫定草案に付せられたコメントリーも参照。 *Supra* note 202.

204 *Judgment in Case Concerning the Gabčíkovo-Nagymaros Project (Hungary-Slovakia)*, *International Law Material*, vol. 37 (1998), pp. 189-91.

スロベキアは、代替ダムの建設は損害の累積をさけるために、本来の条約を別の形で実現することを意図して執られた措置であることを主張した。条約違反があった場合には、他方当事国は条約内容を一方的に実施することができるという「擬似適用原則 (principle of approximate application)」の主張の当否は別としても、当該措置の性格が相手国に対する強制措置というよりも、条約内容の実施措置であるということは諸裁判官によって認められている。 *Ibid.*, p. 187, para. 61; p. 189, para. 67. Judge Koroma, *ibid.*, p. 220. Judge Parra-Aranguren, *ibid.*, p. 236, para. 15

205 Cf. Dissenting Opinion of Judge Oda, *Judgment in Case Concerning the Gabčíkovo-Nagymaros Project (Hungary-Slovakia)*, *International Law Material*, vol. 37 (1998), p. 226, para. 23.

206 Dominicé は、米仏航空業務協定事件判決において「対抗措置」という用語が選択された理由の一つには、合衆国の執った措置が仮保全措置的な性質のものであったということが考えられうる、という。 Dominicé, *op. cit.*, *supra* note 3, p. 33.